

21世紀政策研究所新書—86

シンポジウム

# 高齢者の自立と 日本経済

# 第132回シンポジウム（2020年2月25日開催）

## 講演1

高齢者の自立と日本経済研究会から学んだこと

21世紀政策研究所研究主幹／  
武藏野大学法学部特任教授／東京大学名誉教授

樋口 範雄

## 講演2

高齢化と金融資産

21世紀政策研究所研究副主幹／  
慶應義塾大学経済学部教授

駒村 康平

## 講演3

超高齢社会を見据えた未来医療予想図

—地域コミュニティのリデザインによる健康寿命延伸戦略—

33

17

7

21世紀政策研究所研究委員／  
東京大学高齢社会総合研究機構教授

飯島 勝矢

## 講演4

### 超高齢社会のモビリティースロー・モビリティへの期待――

東京大学大学院新領域創成科学研究所  
人間環境学専攻教授

鎌田 実

#### パネルディスカッション

##### 【パネリスト】(順不同)

21世紀政策研究所研究副主幹/  
慶應義塾大学経済学部教授

駒村 康平

21世紀政策研究所研究委員/  
東京大学高齢社会総合研究機構教授

飯島 勝矢

21世紀政策研究所研究委員/  
横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授

関 ふ佐子

##### 【モーテレータ】

21世紀政策研究所研究主幹/  
武藏野大学法学部特任教授/東京大学名誉教授

樋口 範雄

## 「あいさつ

私どもの研究所では昨年1月から、今後わが国の高齢化がさらに進展していくのではないかという認識のもとに、樋口先生に研究主幹を、駒村先生に研究副主幹をお願いして、「高齢者の自立と日本経済」というテーマで研究プロジェクトを立ち上げました。

研究会では法学、経済学、医学、政治学の観点から、高齢者をめぐるさまざまな問題について、分野横断的に議論してきました。現在はそうした研究成果の報告書の取りまとめを先生方にお願いしています。

本日は、樋口先生をはじめとして、研究副主幹の駒村先生、研究委員の飯島先生から報告書をもとに研究成果をご説明します。また、特別にゲストスピーカーとして東京大学の鎌田実先生にお越しいただいています。鎌田先生には工学の観点から、高齢者のモ

ビリティについてお話しㄧただきます。

後半のパネルディスカッションでは、樋口先生をモデレーターに、研究委員の横浜国立大学の関先生も加わって、高齢者とそれを取りまく社会のあり方などについて議論します。

本日のシンポジウムが少しでも皆さま方のビジネスにお役に立ちますことを祈念して、  
私のごあいさつとさせていただきます。

二〇一〇年一月二十五日

21世紀政策研究所事務局長 太田 誠



【講演1】

# 高齢者の自立と日本経済 研究会から学んだこと

21世紀政策研究所研究主幹／  
武藏野大学法学部特任教授／東京大学名誉教授

樋口 範雄

## 研究会で学んだこと

ちょうど1年前からこの研究会を始めさせていただきましたが、私は法律学なので、法律学以外の分野の人と一緒に研究会をやるのはおもしろいことでした。

あとで老年医学の専門家である飯島先生から話がありますが、例えば、フレイルという概念が重要なものになつていて、高齢期が長くなつたので、その間、どういうかたちで老齢化、高齢化が進んでいくかというようなことを教えていただきました。そして、それは法律学者にとって、成年後見制度とうまく連携しているのか、あるいはフレイルという状態をできるだけ先に送る、あるいはフレイルになつても何らかの対処をするような法律的なスキームをつくり、何か応援するようなことは考えられないのだろうかと、いうようなことを考えさせられました。

経済学の駒村先生からは、特に金融その他の領域ですが、経済取引、契約取引について、超高齢化社会以前は考えなくともよかつたことが、もうすでにいろいろな影響を与えていて、一般論としてはどうやら合理的な経済行動ができるのは50代ぐらいがピークだ。私はいま下降路線に入っているわけで、そうだとすると、例えば相続争いなどが日



樋口研究主幹

本では増えているというようなことであれば、合理的な判断ができるうちに遺言を書いておく。「遺言を書く日」を50代の間に設定しておくような制度設計を考えたほうがいいのではないか。思いつきですが、思いつきから、現代の社会に適合するようなシステムをつくることを考えなければいけないことになつてていると思います。

### 高齢者に関するわが国の法の問題点

法律のほうでは、成年後見制度を2000年につくりましたが、20年経つけれども成功とは言いたい。それから、この間、自動車事故をはじめとして加害者としての認知症患者、高齢者が出てきています。実際に裁判になつた例で

はJR東海事件がありました。認知症の方が線路に入り込んでねられた、殺された。殺されたというか、死んだのですが、その遺族をJR東海が訴え、最高裁まで行つた。このような時代になつていて、これも2000年の前にはなかつたことでした。法律学としてもこのような新しい社会、新しい時期に対応したようなものを考えていかなければいけないと実感しています。

日本では、私自身の自戒を含めてですが、何か問題があつてもできるだけ先送りする。ある意味では知恵だと思います。しかし、それではどうも済まないようなことになつてきているのではないかでしようか。私は米国の契約法と日本の契約法を比較しています。よく知られていることだと思いますが、米国ではプランニング、特にリスクプランニングとしての契約なので、契約の交渉時点で何でもかんでも考えて決めておく。その結果、契約書が長くなるのが普通です。

日本は面倒なことは考えたくない、起きてから考えようというので、今でも大企業であれ何であれ、誠実協議条項というものがあります。起きてから考えよう。誠実に協議すれば何とかうまくいく。何とかなるだろうということですが、実際にはリスクが残る。

残るだけではなく広げて いる という話になります。

あとは何とかしてくれるだろう という姿勢も相続の際の典型です。うちの子どもたちが そんなこと で争うわけはない。何の根拠もないのですが、実際には裏切られているわけです。後見人がつくような状態になると、すでにアクティブで最適な資産運用もできないような制度になつて いる。私の学びの結果として、これから の日本社会を考えてい る力ギは、プランニングと助言による高齢者の全般的な支援 という話ではないかと思 います。

### わが国の高齢者施策の変化

その日本でも実は変化が起きて き て いる 気がして います。最近は厚労省の仕事に 関与して いる というだけ で評判が悪い感じになつて います が、私は厚労省の仕事に 関与して います。2018年に厚労省は終末期医療、人生の最終段階といつて います が、そのガイドラインを改訂して、そこへはつきりアドバンス・ケア・プランニングと記載し、のちに厚労省は「人生会議」という日本名をつけましたが、その重要性を強調して います。

これは新しい動きで、アドバンスとかプランニングは、何か起きる前にやつておこうよ、そうでないと現場は困るし、家族も困る。その時には本人の意識もなくなっているのですから、実は本人が一番困っているのではないか。家族はもちろんそれで後悔が残るし、医者のほうも困る。

経済面では年金の不安が出てきて、20000万円問題であれ何であれ、長い高齢期をどうやって過ごすか、どれだけの資産があればいいのか。単にアセットとしてだけではなく、そこからフローが生まれてくるような資産運用が必要ではないか。このようなことが出てきて、ファイナンシャル・プランニングということがよくいわれるようになり、ファイナンシャル・プランナーという人が日本でも増えています。相続に関する紛争では、米国ではエステート・プランニングが何十年も前からロースクールで教えられています。公的な後見制度と公的な相続制度に代わるやり方で、円満な財産承継と財産活用が行われている。これを何とか取り入れられないだろうかと思います。

## 今後の高齢者施策に必要なこと

日本の高齢者法の今後を考えてみます。そのキーワードとして、1番は研修・教育です。高齢期に入った段階で何らかのプランニングをする必要がある。そうしないと、このようになる先輩方がたくさんいる。それが自分の身に降りかかるかもしれない。そのようなことを教える研修機関・教育機関を何らかのかたちでつくつたほうがいいと思います。一種の義務教育にしたらいいと思います。もちろん、9年間は無理だと思いますが、9週間でも、場合によっては2週間でも、自分の生き方の問題ですから役に立つのではないかと思います。

2番は、どんな問題でも1人で考えなさいというのは難しい。医療の問題はもちろんですが、財産管理もそうです。そこを助言するネットワークを何とかつくりたい。それに法律家が知恵を出すような話ができるないだろうかというようなことを考えるようになりました。今回の研究会はいわゆるインター・ディ・シ・プリナリー、学際的というか、専門を超えた人たちが集まり、この社会をどうしていったらいいかを考えるということで、これは有益なことだと感じました。特に私のような、のんびりした法律学者には刺激が大きい。学際的な交流は医学と経済学と法学だけでは足りません。今日、鎌田先生に来

ていただいたのもその一環ですが、工学系、ロボット系、看護学系、介護研究、データヘルスという人たちが集まり、何をやつたらいいかを考える。そのようなことを感じました。

法律の場合は能力というものがキー概念になります。責任能力とか契約能力とか財産管理能力とか遺言能力とか、これは法律学では必ず習うようなことです。その能力の概念がエビデンスに基づいていないわけです。例えば、遺言能力は15歳からというけれど、法律で決まっているからそうだというだけです。契約能力は、もしかしたら今度、18歳になるかもしぬませんが、20歳になつたら誰でもあり、あとは90歳になろうが何だろうが、成年後見がつかない限り能力はある。このような何のサイエンスにも基づかない、エビデンスにも基づかないような制度でよかつたのかどうか自体を再検討する必要がある。そうするとエビデンスに基づく個別の能力という話になり、個人、個人に適した高齢期の生き方について、法律的にどう考えたらよいかというような話が出てくるのではないかと感じました。

私自身がそのような学びの場にいることになつたので、その学びから出てきたことを

今後は発信していきたいと考えていますし、今後も学びを続けていきたいと思います。そのためには、今日来ておられる方にも何らかのご教示をいただくような機会があると本当にありがとうございます。ご清聴、ありがとうございました。



【講演2】

# 高齡化と金融資産

21世紀政策研究所研究副主幹  
慶應義塾大学経済学部教授

駒村

康平

## 「合理的な経済人」の想定の変化

私は経済学の立場から、高齢化・長寿化社会について、報告書の一部をかいづまむかたちでお話をしたいと思います。経済学は従来、合理的な経済人を想定して、市場経済、さまざまな規制の見直しを考えてきました。合理的な判断能力を持つた人間を仮定しているのは、先ほど樋口先生からも話がありましたように、経済学だけではなく、法律学もそのような想定をしていましたと思います。しかしながら近年、急激に発展してきた脳神経科学は経済学にも大きな影響を与えるようになり、現在は神経科学を経済学に取り入れたニューロエコノミクスという研究分野、あるいはニューロマーケティングというような研究分野も出てきています。

人間の判断力、あるいはいろいろな契約条項に対する注意力、錯誤を起こさないといったものは、経済学が従来、無限の資源だと想定していたのかもしれません、例えばストレスにさらされることにより注意力や判断力が低下してくる、あるいは加齢により注意力や判断力が低下してくるようなことを積極的に考えなければいけない。高齢化社会とは、そういう社会ではないかと思います。



駒村研究副主幹

## 金融ジエロントロジーと高齢化の関係

先ほども樋口先生から話があつたように、若い人が人口のボリュームゾーンにいるという社会モデルから、中高年のウエイトが上がつていく中で、従来考えられなかつた社会の仕組みを新たに提案していかなければいけない時代になつたのではないかと思います。特に金融、資産運用という部分では多くの判断力・注意力を求められます。そこで加齢と資産運用の問題ということで、金融ジエロントロジー（金融老年学）という分野を慶應義塾大学、あるいはこちらの研究会と一緒に研究しています。その成果は『エッセンシャル 金融ジエロントロジー』（慶應大学出版会）というものにまとめました

が、経済学、医学、理工学といったさまざまな分野の研究者を集め、高齢化・長寿社会の問題を考えたということです。

このポイントとしては、特に認知機能に着目しています。認知機能が次第に低下していくことは、認知症に至らなくても、加齢においても避けられない。ただ、本人がそういう状況を自分自身で理解していないとなると大きな問題が出てきます。高齢化社会は、若い時ほど高い認知機能を維持しているわけではないけれど、認知症に至っているわけでもない、その中間的なグレーボーンの人が増えてくる社会である。多くの方が人生の後半部分で認知機能の低下、あるいは認知症を経験する期間を過ごすようになるだろうということです。

### 寿命の伸長と社会の年齢構成の変化

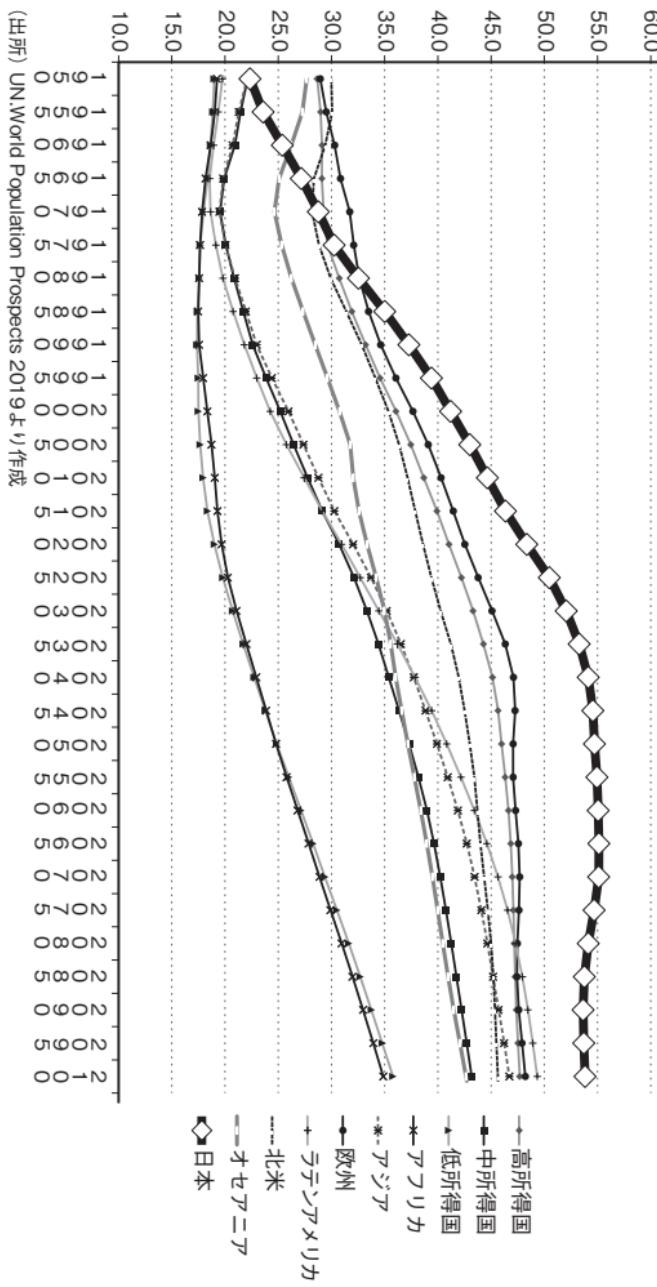
これまでの歴史で生命表がどう伸びてきたか。太古から中世にかけては、ほとんどの方が子どものうちに亡くなるような社会でしたが、産業革命以降、寿命は急速に伸びてくる。中高年の死亡率も20世紀後半から低下してくる。この結果、世界のトップの国の人

平均寿命は過去160年間で40年、200年でおそらく50年長くなるというように、4年で1歳ぐらいのペースで延びてきているのではないか。もしこのペースが続いていくとなると、一部にいわれている、21世紀生まれの子どもたちの半数近くが100歳まで到達するのではないかということになります。

寿命の伸長はよいことだらうと思いますが、当然ながら社会の中の年齢構成が大きく変わつてきます。図表1（22ページ）のとおり、1970年代、80年代のような中位年齢が20代、30代の社会と、現在、間もなく50歳になり、そして55歳に中位の年齢層が上昇してくるような社会で、同じ社会のモデル、デザインでいいのだらうかということを、われわれは考えなければいけません。

今日、鎌田先生は車の問題について議論されるかと思いますが、交通ルールの問題のみならず、社会のさまざまのルールとか商品のあり方なども見直していかなければいけない時代になつてきたのではないかと思われます。ほとんどの方、特に女性は75歳まで生きるような時代を迎えてくる。さらに75歳以降も生きる、長生きする。年金でいうと65歳からカウントしてもいいけれど、2065年にはおそらく平均的な女性は65歳以降

図表1 世界全体が老いていく  
世界で上昇する中位年齢（日本は55歳へ）



(出所) UN World Population Prospects 2019より作成

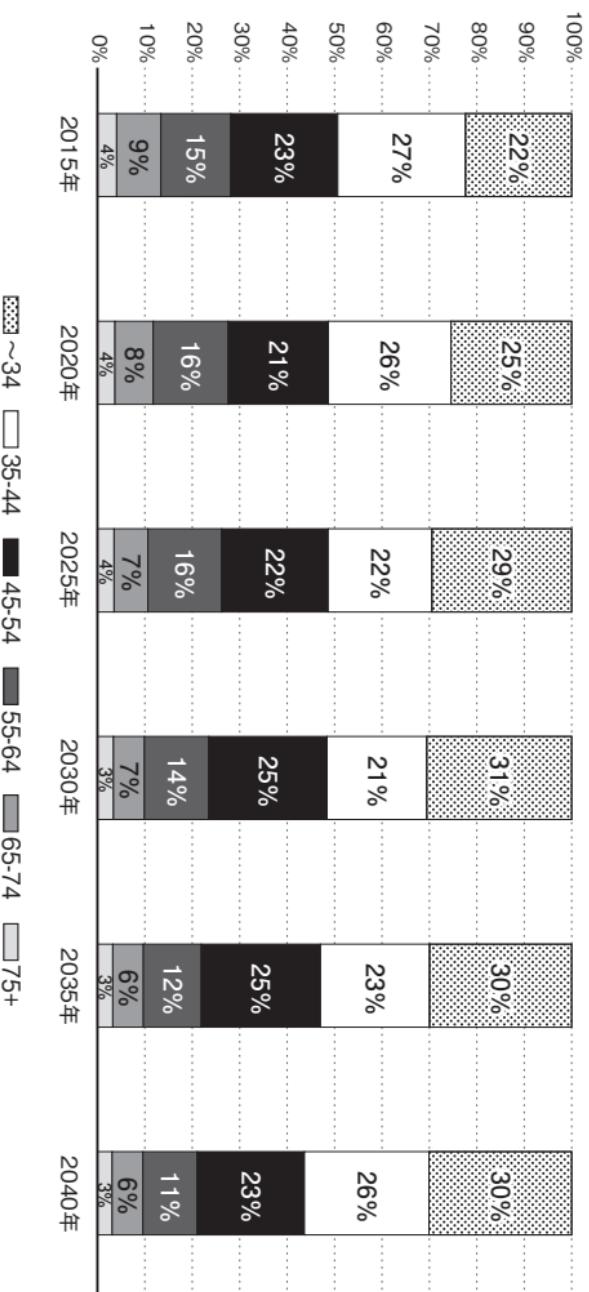
30年程度生きるような社会になるのではないか。こうなると社会保障システムも工夫しなければいけなくなつてくることになります。特に、これから足元で起きることは75歳以上人口が急激に増えてくる、また女性の比重も上がつてくるということだと思います。

### 高齢社会における経済活動の問題点

これまでの経済の発想は、寿命が延びて高齢者が増えてくれば、高齢者は新しい消費者であると想定していました。若い消費者の延長上にいるという想定をしてきたのではないかと思いますが、ここで出てくる消費者像は、若い世代の消費者像の延長上に考えてはいけないのではないか。特に75歳以降になると、若くても対応しかねるような複雑な意思決定が求められる。どこに住むのか。誰に財産を与えるのか。自分の医療・介護のコストをどのように予想していくのか。このような極めて難しい問題が起きてくる。それが75歳以降に起きてくる。意思決定能力が低下していく時期に、そういう難しい問題が起きてくるということです。

高齢者が増えてきて経済力を持つということで、図表2（24ページ）のとおり、

図表2 1800兆円の個人金融資産の「高齢化」  
75歳以上の保有割合が31%（540兆円）



(出所) 金融資産の高齢化(年齢別金融資産の保有割合の推計) 『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(2018年推計)より作成

1800兆円の個人金融資産の30%部分が高齢者により保有されていますが、極端な場合、認知症になってしまえば自分の金融資産はコントロールできなくなります。それが現在はおそらく100兆円、将来は200兆円の規模になるのではないかと思われます。540兆円の金融資産をうまくコントロールできれば、例えば金利1%でも出れば5兆円、6兆円というお金が生まれますが、認知機能が低下すると運用能力も低下してしまうので、日本経済にも好ましくない影響を与えるのではないか。一般的には寿命が延びるから貯蓄をしましようと言います。2000万円レポートもそういう趣旨が一部ありましたが、金融資産を増やすだけではダメで、同時に認知機能を維持しないと実質的な資産寿命を延ばすことはできません。

### 加齢による意思決定への影響

人間の判断力はどのように低下していくのか。図表3（26ページ）のとおり、特に数的処理等の流動性知能の部分が、年齢とともに低下していきます。一方で、説明能力や対人関係能力等の結晶性知能の部分は、人生のかなり後半でも維持できているのではな

図表3 加齢による判断力への影響

流動性知能は年齢とともに低下するが、結晶性知能（経験知）などは高齢期でも維持できる。

（認知機能）

流動性知能

結晶性知能

認知機能（健常）

高次脳機能障害

認知症

仕事に必要な  
能力

経済取引に必要な能力

生活に必要な能力

40歳代 60歳代後半 80歳代 (年齢)

（出所）著者作成

いかといわれています。しかしながら流動性知能、さまざまな新しいものを理解して効率的に判断していくといったことは苦手になつてくるのではないか。ただ、すべての能力が落ちるわけではなく、対人関係能力とか説明能力等の能力は高齢期においてもかなり維持できていることを考えると、全体的な人間の認知機能は逆J字型になつているのではないか。流動性知能と結晶性知能をうまく組み合わせれば、60代後半まで働ける能力も十分あるのではないか。実際に米国のトップ企業においても経営人は50代後半から60代が多いことを考えると、さまざまな組織をマネジメントしていくのは、そのような時期が一番適しているのかもしれません。

ただし、加齢とともに簡単な計算力も次第に落ちていくことが確認されていて、論理的な意思決定能力はだんだん落ちていきます。確率を理解する。結果を比較する。選択肢を比較する。自分が自信過剰になつていなか、自分はどういう部分の知識が欠けているのか、このようなメタ認知といった部分により、人間は合理的な意思決定ができるのですが、このいくつかの要件を次第に失っていくだろうと思われます。

ノーベル経済学賞をとつた経済の研究で、カーネマンの二重過程モデルといわれてい

るものがあります。これは脳神経科学の中の一つの考え方として確立しているようですが、人間の意思決定は情動的な部分と前頭葉がコントロールする制御系により行われます。人間は好き嫌いがないと意思決定ができませんから、大脳辺縁系がエンジン部分になり、それを前頭葉部分がコントロールすることになっているのではないか。しかしながら、加齢とともに前頭葉部分の機能が落ちてくれば、情動的な、直感的な過去の経験に基づいた判断をするようになるのではないか。そのメカニズムを細かく研究したものも増えてきています。

### 加齢と資産運用能力

人間は、加齢とともに、どういう部分の意思決定が弱くなつていくのか。選択肢を比較する能力とか、リスクを比較的に判断する能力とか、あるいは自分の能力を客観的に見る能力とか、自信過剰をチェックする能力とか、あるいは相手の説明に誘導されないフレーミングへの抵抗力とか、こういったものが50代後半ぐらいでピークを迎え、次第に落ちていくと言われています。そうすると複雑な経済行動、意思決定、資産運用にお

いては、50代後半をピークに資産運用能力が落ちてくるのではないかという研究も出てきています。

自信過剰問題についても、これは金融リテラシーに関する判断力の問題ですが、若いちは自信過剰が強く出て、高齢期にも自信過剰が強く出てくるようなH字型になっています。車の運転の調査を見ても、免許とりたての若い時に自信過剰になり、高齢期にもまた自信過剰になる。このような自信過剰の問題が起きると、容易に金融詐欺に遭いやしくなる、金融資産を失いやすくなることが実証的に確認されています。

認知症になつた場合は資産の管理が非常に難しくなつてきます。認知症になる確率は決して低いわけではありません。認知症になると何が一番最初にできなくなるのかといふと、お金の管理です。認知症により、お金の管理能力がどのぐらいのピッチで落ちていくのか、何ができるなくなるのかについてもわかるようになつてきています。

### 高齢者の家族による資産管理上の課題

そこで家族がお金の管理をするようになるのですが、どのようにしているのか。子

どもが最初に気づくのは、親がATMの操作をできなくなっているということです。困難なのは、本人の財産を管理することを本人にわかるように説明することで、これも家族にとつては大きな負担になってしまいます。しかしながら、多くの家族は、そういう事態になるまで準備をしていません。親の財産をちゃんと把握している子どもたちはごくわずかであることも確認されています。高齢者が経済力を持ちながら判断力が低下していく社会を、どのように支えていくのかが金融ジエロントロジーの役割ということになります。

### 中小企業の事業承継に関する2025年問題

最後に、この問題から派生的に考えた問題として、二つほどお話ししたいと思います。同じような問題は、おそらく中小企業経営の事業承継の問題でも起きるのではないか。現在、中小企業経営者は70歳がボリュームゾーンになっていますが、5年後には75歳になります。中小企業経営承継に関する2025年問題といわれていますが、自分の意思決定、判断能力が低下しているにもかかわらず、後継に譲れない状態になり、企業のマ

ネジメントが不利になる、難しくなる。その結果、日本の大企業を占める中小企業の経営が劣化していく。こうしたことに対応するために、ニューヨーマネジメントとか経営老年学のようなものも考えられるのではないかと思います。

### 技術の進歩と意思決定の自由の問題

ほかにも、ニューヨーカイエンスの問題を調べていくと、Aーやニューヨーマーケティング、あるいはビッグデータ処理により、人間の欲望を刺激するような技術も進んできていますが、それが果たしていいことばかりなのかどうか。欲望が外部から刺激されるとになると、自由な意思決定とはいつたい何だつたのかというような問題も考えていかなければいけないでしょう。私の研究を通じて、人間の意思決定とはいつたいどういうものなのかということを、技術の時代と高齢化社会の中で考えなければいけないと思います。これが私の話の最後のまとめとなります。



【講演3】

# 超高齢社会を見据えた未来医療予想図

## —地域コミュニティのリデザインによる健康寿命延伸戦略—

21世紀政策研究所研究委員／  
東京大学高齢社会総合研究機構教授

飯島 勝矢

## はじめに

私はいま高齢社会総合研究機構（ジェロントロジー・総合老年学）にいます。今日いらっしゃる鎌田先生が最初に立ち上げられたもので、私はここにお世話になり10年近くになります。私は高齢者医療、老年医学の専門家ということでお呼びいただき、分野横断的にいろいろディスカッションさせていただきましたので、今日はその総まとめ的な話と、特にフレイルについて、今さまざまな企業の方々の耳にもフレイルという言葉は入っていると思いますが、何を狙っているのかという話をしたいと思います。

今日は「高齢者の自立と日本経済」という大きなタイトルでのシンポジウムです。先ほど桶口先生から厚労省の仕事をすると評判が何とかという話がありましたが、まさに私自身も毎日のように厚労省と一緒にというのが多いです。やはり、少子高齢化が一番の課題であることと、もう一つ、高齢化、高齢化といつても高齢者の集団の中の高齢化がこれからは激しくなっていく。すなわち、後期高齢者が増えてくるのが一番大きな話ですし、そこに社会保障費が大きく逼迫してくるところがキーポイントになります。

私のプレゼンテーションのタイトルの副題を見ていただきたいと思います。「地域コ



飯島委員

ミニティのリデザインによる健康寿命延伸戦略」とあります。私が一番こだわっているのは、この「戦略」というところです。これからお話しするフレイルも、国家戦略としてどこを口説き、厚労省の施策としてどのように反映させ、各自治体に下ろすのか。そこら辺で、いろいろ考えてやつてきたことをお話しできればと思います。

### 健康寿命を延ばす秘訣

もう一つ、私も含め加齢変化とか老化とかエイジングを研究している、特に生物学的なバイオ系の研究者は世の中にごまんといますが、の中ではある一定のふわっとしたコンセンサス

があります。どういうコンセンサスかというと、すなわち長寿になれるかどうかの要因です。これは少なくとも自分の努力だけでは無理だということは、もうわかつています。もつと具体的にいえば、約25%は遺伝性の要素で決まっているといわれています。とはいっても残り75%は何なのかというと自分で管理可能なもの、すなわち自分次第だとうところが大きいとなっています。

この割合の中で今日も明日も、いろいろな地域で、特に専門職種から、健康寿命を延ばすためには、元気はつらつになるためにはということでいろいろわれていますが、原則は何も変わりません。20～30年前も、今も、おそらく50年後も変わらないと思います。まず、なるべく体を動かそうというポイント。しつかりかんで、しつかり食べようというポイント。1人で黙々とではなく、わいわい集つて食べるというポイント。この3点セットはおそらく永遠に不变だらうと思います。

ただ、このことを国民はよくわかつています。例えば、集わないとか偏食になつていいとか、そういうことを知らないからそうなつてしまふのではなく、わかつていてもできないのです。それに対しての、特に専門職種からのアドバイスがワンランク、2ラン

ク、上に行かなければ新しい世界は切り開かれないだろう。このようなことをいろいろ逆算して考えたのが、これからお話しするフレイルです。

### 健康寿命延伸施策の問題点

元気なお年寄りの方は支えられる側ではなく、むしろ支える側になつてくださいといわれます。私は全国の数多くの市町村に呼ばれたりアドバイザリーで入つたりしていろいろ話し合っていますが、すべての自治体が、元気な高齢者は支える側にというようなスローガンを掲げ、行政のプランに入れています。ただ、それを掲げるのはたやすい話で、あとは実を伴う地域活動に何を落とし込むのかというところです。ここにひとつ工夫、ふた工夫、ひと手間、ふた手間をかけてやらなければならないのですが、実は一番やれていなくて、皆さん、ただスローガンを掲げているということです。

平均寿命と健康寿命の差の推移について考えると、厚労省からの資料でも、フレイルのこれから推進の資料でも、健康寿命を延ばしましょう、平均寿命と健康寿命の差、要介護の時期を縮めましょうと必ず言っています。しかし、正直なことを言えば、こ

れは難しい話です。今までの15年間のトレンドを見ると、基本的に零点いくつは変わっていますが、おおむね男性は9年前後、女性は約12年前後で推移しており、ダイナミックに縮まつてきているわけではありません。これからダイナミックに縮められるかどうと、わかりません。医学も進歩して、iPS細胞とかワンランク上の臨床研究もどんどん広がり、臓器修復という夢の細胞が臨床現場で実現化されていけば、数値としては必ず延びていきますから平均寿命ももうひと回り延びてくる可能性もありますが、この差はもしかしたらもう少しイーブンが続いてしまう可能性もあると考えています。

その中で何をやっていくのか。国がとつてきた介護予防という施策は、全国の自治体にお金を配つて介護予防事業をさせる。各自治体では健康増進という活動が考えられ、やられています。しかし、この10年強の歴史を振り返つてみると、結構お金をかけているわりには歩留まりが悪かったという結果で終わっています。その大前提、一番の原点、何が原因なのかということによくよくメスを入れてやらなければ、おそらく次なる新しい10年も今までの10年と全く同じになってしまふだろう。われわれが戦略的に出したフレイルも、それに紛れて同じようななかたちで終わってしまう。このようなことを危惧し

ながら慎重に進めて います。

### 健康寿命延伸施策としてのフレイル

そこでフレイルですが、これは戦略的に狙い、タイミングを見て、世の中に出したカタカナ4文字です。もともとは虚弱、老いという意味で、すなわち病名ではない。どんな人間も経る道である。英単語 *frailty* からの形容詞 *frail* を和製英語として、日本人向けにフレイルとカタカナで出しました。

簡単に概念を紹介します。何でもかんでも100点満点の健康、剛健の状態ではなく、人の手を借りれば何とかできる、ぎりぎりの要介護でもなく、一人ひとりが持っている中間の時期です。しかも多面的な要素がいろいろ入っている。膝の関節が変形して階段を上る時に痛いとか、筋肉が衰えてきたとか、腰が曲がってきたとか、その他身体的な衰えだけではなく心理的な要素、認知機能のかげりがアド・オンされてくる。そして、社会的な要素も入ってくる。独居もさることながら、いつも1人でご飯を食べている孤食なども含めての社会的背景が、多面的な要素に絡みながら負の連鎖に落ちていく。こ

れがフレイルというものです。

しかも可逆性というエッセンスも、このフレイルという概念に入っています。どんな年齢の方でも残存機能をそれなりに持っているのだから、「おれはもう80歳を超えたから無理」ではなく、まだ持っている、まだまだあなた次第ですというところを強くエンカレッジしようとしたのが、このフレイルです。

ただ、多面的な要素、社会的な要素が非常に大きいことが研究などでわかつてきたので、地域の医師会も含めた医療関係者だけが腰を上げて頑張れば健康寿命を延伸できるというものではなく、地域の行政内の改革もやりながら、まちづくりの一環として進めなければ、おそらく新しい健康増進の活動にはならないだろうということで、セットして世の中に出しました。

### フレイル予防の意義を伝えるためのエビデンスの重要性

われわれの研究施設でやつてきた大規模調査がオンライン・ゴーイングで進んでいますが、そこからのエビデンスをいくつか紹介します。フレイル予防をやつていくためにはもう

一つ、避けて通れない難しい言葉、専門用語にサルコペニア、筋肉の衰えがあります。サルコペニアという言葉だけを直接覚えようとしても医学用語なのでなかなか難しい。そこで市民の方々には、この語源となる *sarco* と *muscle*、筋肉であり、*penia* とは減つてしまつという意味ですよ。*sarco* muscle penia 減つてしまつ」とを並べてあげると *sarco* という言葉だけは比較的覚えていただけます。

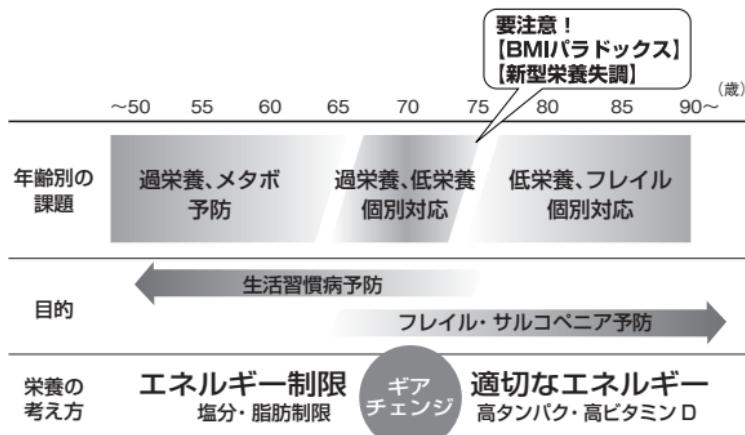
筋肉の衰えについて今まではどういう言葉が地元、地域で使われていたのかというと、おじいちゃん、おばあちゃん、歩かないと歩けなくなりますよ。この言葉を聞いても改めて感じるものがない。この言葉を聞いたからといって明日からもっと歩くようと思う人はいません。それにもかかわらず、専門職種の方は、歩かないと歩けなくなりますよ、明日からもう2000歩、頑張って歩いてくださいねと言っています。そこで雰囲気を変えてみます。高齢期における2週間の寝たきりっぽい生活は筋肉をいつ間に7年分失つてしまふのですよ。参加者の高齢の方はみんな、えつ、マジですかという感じになる。2週間の寝たきりは7年分の筋肉を失うとは何を意味しているのかということ、実際には歩かないと歩けなくなりますよということを言っています。

メッセージは同じですが、市民の心にストンと落ちる感じで何が違うのかというと、根拠です。根拠が新しいエビデンスとして、いかにわかりやすいかたちで伝わるか。これが専門職種のところでできていないので、おそらく市民には伝わっていかなかつたのが一つのネックになつていました。そこにフレイルという新しいムーブメントを起こそうとしているわけです。

### メタボ予防政策の問題点

もう一つ、国民にうまく伝えなければいけないのが、図表4、メタボ予防からフレイル予防へということです。これはメタボという言葉を忘れてしまおうということではありません。メタボ予防については、50代、60代前半の中年層はメタボ予防に気をつけよう、食べるカロリーはなるべくセーブしよう、食べたいものを食べてはダメですというのがメタボ予防の原点です。ただ、徐々に高齢期に入り、特に70歳、75歳を超えてくると、むしろしつかり食べなければならぬことを積極的に訴えなければなりません。これがメタボ予防からフレイル予防への考え方のギアチェンジです。

図表4 メタボ予防からフレイル予防へ  
年齢別カロリー摂取に関する考え方の「ギアチェンジ」



(出所) 高齢者ケアに携わるすべての方へ「食べるにこだわるフレイル対策」(東大・飯島勝矢)  
葛谷雅文. 医事新報4797「高齢者の栄養管理」p41-47 の図4 から引用改変

なぜ、このようなことをわざわざ言わなければならぬのかというと、メタボ予防を国家戦略としてやりすぎてしまつたためです。70歳、75歳以上の後期高齢者の6人から7人に1人はみんな、体重をあと2kg減らせなければならぬと思つていますが、これはメタボ予防の余波です。50代で体重を2kg落とすのと、70代以上の高齢の方が体重を2kg落とすのでは、違う現象が起こることがちゃんと伝わっていない。これは明らかに専門職種の問題です。この辺りのことを理路整然と、新しいエンティスに基づき、うまく伝えていかなければいけません。

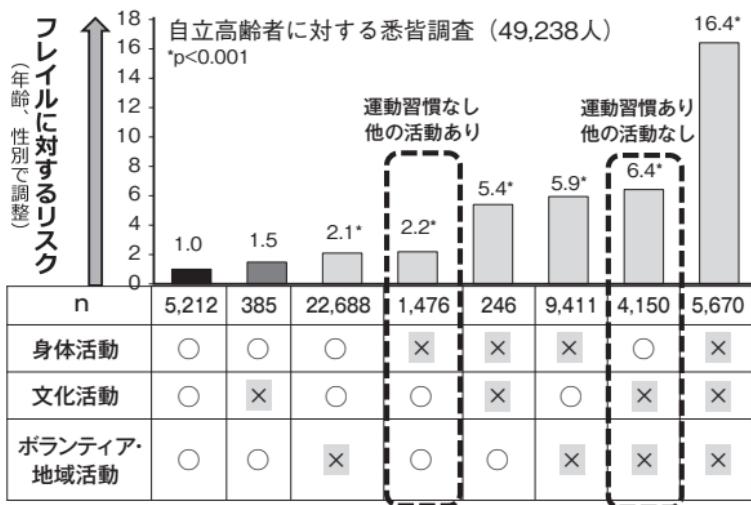
## フレイル予防には人とのつながりが重要

図表5は、1年半ぐらい前、NHKの「ためしてガッテン」に出た時に使つたものです。ある市町村の力を借り、自立されている高齢者全員のデータをとつてみました。悉皆調査といいますが、希望者だけのデータではなく、全員のデータです。4万9238人ですから約5万人になります。彼らは自立しているので、さまざまな活動をやっています。左下をご覧いただきたいと思います。三つの活動がピックアップされています。自立している高齢者の方々に、この三つの活動がコンスタンントに日常生活のサイクルに入っているかどうかで、○×をつけていただきました。

一つ目の活動は身体活動、運動習慣を持つているかどうかです。今日も1万歩、歩いたから、明日も1万歩、歩こうとか、週に3回はスポーツジムに行っているとか、日常生活に運動習慣の入っている方は○、そうでない方は×。二つ目の活動は文化活動です。おれは散歩とかは全くやらないけれど囲碁・将棋は大好き。このような文化活動をしおつちゅうやっている方は○、やっていない方は×。三つ目の活動は地域活動、ボランティア活動です。これについて○と×をつけていただきました。

図表5 フレイル予防には「人とのつながり」が重要

— 様々な活動の複数実施とフレイルへのリスク —



(出所) 吉澤裕世、田中友規、飯島勝矢. 2019年「日本公衆衛生雑誌」

そして、オール○から、ちょい×、オール×まで、約5万人のデータベースを八つのグループに分けてみました。縦の棒グラフは何を表しているのかというと、虚弱、フレイルになってしまっているリスクの高さを表しています。ですから、この棒グラフは高くないほうがいいことになります。

まず、わかりやすいところとして、オール○とオール×を比較してみます。やはり、オール○、三つともコンスタントにやれている方はすばらしく、その方々のリスクは一番低い。その方々のリスクを1とすると、オール×の人たちのリスク

クは約16倍となります。この16倍も驚きですが、興味深いのは点線の枠二つのグループを比べたところです。左の点線枠のグループは運動習慣を全く持っていないけれど、文化活動と地域活動をしょっちゅうやっている方。一方で、右の点線の枠のグループは、運動習慣はバリバリだ、今日も午前中に川べりを5キロぐらいウォーキングしてきて、それこそ1万歩を超えているけれど、文化活動、地域活動は全くやっていない方。この二つを比べてみると、運動だけという方々のほうのリスクが約3倍高いという結果が出てきました。

日本は運動、運動、また運動と、とにかく運動をやってくれ、毎日の日課のようにウォーキングをやってくれと指導してきている現実があります。しかし、運動習慣を定期的に持つてコンスタントに継続させてできる方はおそらく2割ぐらいしかいないだろう。このことは20年前も今も変わっていません。なぜかというと、ウォーキングをやつたほうが体にいいのは国民全員が知っています。やらない人は、知らなくてやらないのではなく、知っていてもできない人間です。

では、できない方はギブアップなのかというと、そうではないというのがこのデータ

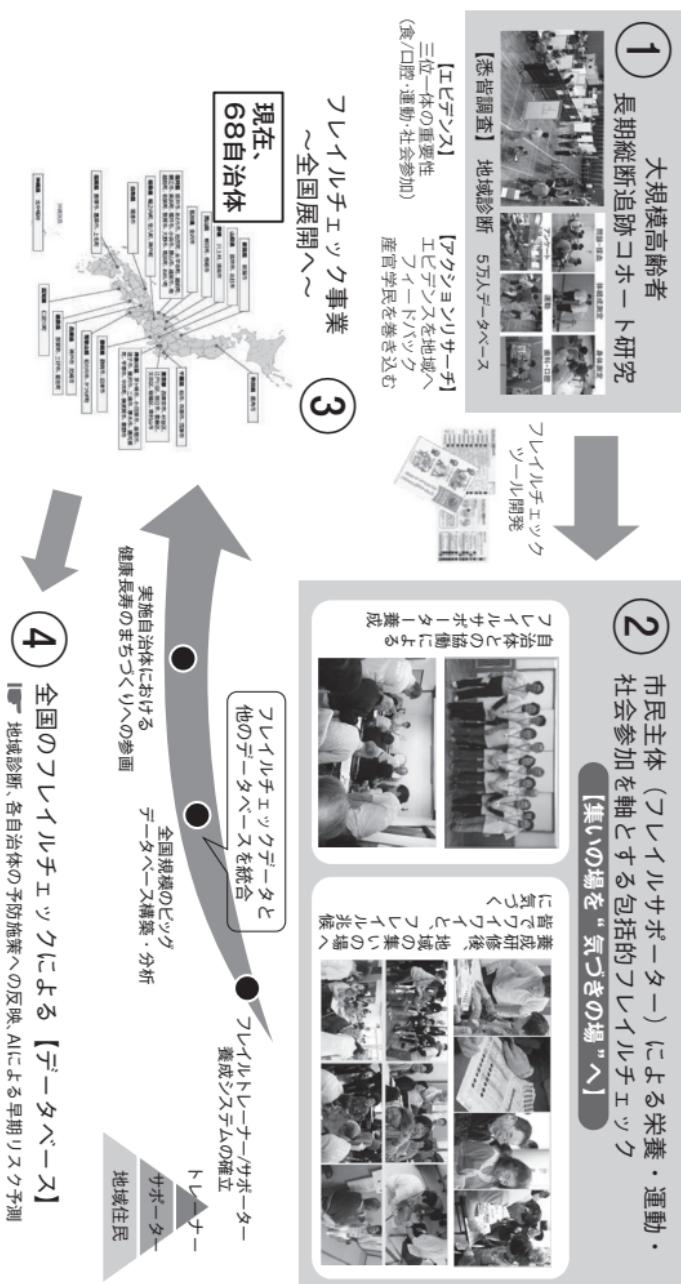
です。左の点線の枠の、たとえ運動習慣を持つていなかつたとしても、文化活動でも地域活動でも、ちよこちよこやるだけでも十分戦えていることをいつているわけです。

これは何を表しているかというと、この集団は地域に出ていて普段から人とつながっていて、純粹な運動は全くやつていなければ結果的に動いている。これがわれわれ研究者の間でホットトピックスとしていわれているNEATという現象です。ノン・エクササイズのアクティビティによる身体活動量。これで勝負がほとんど決まってしまうことが今、いろいろな研究でいわれています。ですから、ジョギングシューズを履かなくとも、普段に、日常に、どれだけちよこちよこ動いているか。このことの積み重ねが大きいことを表しています。

### 実際のフレイル予防活動

「健康長寿のための三つの柱」です。三つの柱とは栄養・身体活動・社会参加ですが、栄養には食と口腔機能があります。この一つひとつについて国民の方はわかっているけれど、それが自分の生活に組み込まれたかたちで継続性のあるものとするにはどうする

図表6 フレイル予防を通した市民主体の健康長寿まちづくり



か。これをどのぐらいイメージアップして、自分の生活している自治体の中での選択肢から拾えるか。その具現化するところに、日本はおそらくつまづいているのではないかと考えています。

そこで、図表6が私自身の今の取り組みです。フレイル予防を通した市民主体の健康長寿まちづくりということで、①、②、③、④とあります。①はいろいろなデータベースから古いの早期のサイン、エビデンスをちゃんと見いだす。②は、フレイルチェックをつくりましたので、地域の集う場を気づきの場にしていく。ただ、これを専門職種がやると指導になってしまって、全国共通の黄緑色のユニフォームを着た地域の元気シニアがフレイルサポートとなり、高齢者同士でチェックして、次なる自分たちの活動に継続性を持つて入ることになっています。

この導入はいま68自治体まで終わっていますが、来春からもどんどん進めていきます。いま④（データベース化）を急ピッチでやっていますが、全国のデータが集まってきてるので、人工知能解析でフレイルの早期予知、地域診断に入る流れになっています。

## 高齢者の保健事業と介護予防の一體的実施に向けて

最後に、話題提供です。今度の春、4月から厚労省の新しい制度が始まります。正式名称は「高齢者の保健事業と介護予防の一體的実施に向けて」です。なぜ一體的実施かというと、自治体行政の中で74歳までの話と75歳からの話の担当部署が違うからです。しかも、75歳以上の介護予防と75歳以上の医療は違うところがやっています。つまり、つぎはぎになつてているので、そこに落ちてしまふ高齢者がたくさん出ています。一つの部署になることは絶対ありえないでの、一體的にやつてほしいということで新しい制度が組まれ、約2年前から厚労省と話し合い、この春から立ち上がりります。これが通称フレイル健診といわれているものです。

これまで、後期高齢者の健診もメタボの要素が色濃く入つていたので、それを全部払拭して、いかに多面的なフレイルを出していくのかという健診に変わります。例えば、この半年間で体重が4キロぐらい落ちてきた高齢男性がいたとします。そうすると、今までお医者さんたちは、がんとか、隠し持つてているものがあるのではないかということで腫瘍マーカーを採血でとつたりということをやつっていました。

しかし、それだけではなく、わいわいと集うような集いの場に行けているのか。固いものに、奥歯でかみごたえのあるようなものに対応できているのか。そこら辺をフレイル健診でチェックして、地域包括支援センターに委ねる。いわゆる従来の医学、病名で語るX軸と病名で語られないフレイルという視点のY軸と、X軸とY軸の立体的なデータベースでハイリスクの高齢者を見いだして適切なレールに乗せるのが新しい制度です。これもまたのちほどのパネルディスカッションの中で、いろいろ討論できればと思います。



【講演4】

# 超高齢社会のモビリティ —スローモビリティへの期待—

東京大学大学院新領域創成科学研究科  
人間環境学専攻教授

鎌田

実

## はじめに

私は工学屋で、交通とかモビリティの関係、最近は介護ロボットなどもやっています。今日も午前中、国交省の自動運転の基準緩和の会議の司会をやり、このあとも経産省、国交省の自動走行ビジネス検討会という大きな会議の司会をやらないといけないのですが、話題提供ということで話をさせていただきます。

飯島先生から、フレイル予防には人とのつながりが重要であるという話がありました。人とのつながり、すなわち社会性を持つ、社会とつながりを持つためにはどこかへ行かないといけない。家の中にとじこもっていてはいけない。しかし、歩いて行けるところには限りがあるので、何らかの移動手段が必要でしょう。ということで、自分で運転していく場合もあるでしょうし、人に乗せていただく場合もあるでしょう。そのような交通手段を考えしていくということで、今日はスローモビリティをメインにお話ししたいと思います。



鎌田教授

## 高齢者の交通手段・二つの方向性の問題点と スマートモビリティの利点

超高齢社会のモビリティとして、図表7（56ページ）のとおり、二つの方向性が考えられます。一つ目の先端技術活用は、いろいろ言われているけれど、実はなかなか難しいのです。マスコミでは自動運転が、マイカーがあと5年、10年で自動運転になるような報道をしていますが、そんなことは絶対にありません。自動運転の車はバスとかタクシーのサービスカーからスタートしていきますが、おそらく1台数千万円するでしょう。マイカーで数千万円を払える人は、たぶんいないと思います。ここにいらっしゃる方の中にはお金持ちの方がいるかもしれません

図表7 超高齢社会のモビリティ

●先端技術活用の方向

自動車の高度運転支援、自動運転への期待

しかし、自動運転は、まだまだ技術的にも法制度的にも発達途上

MaaSと呼ばれる新しいモビリティサービスの登場

マイカーからモビリティサービスへ転換していくか？

●既存のものの活用の方向

低速モビリティへの期待

超小型モビリティ、ミニカー、グリーンスローモビリティ等々

スローな移動手段がもたらす新たなまちづくり・コミュニティ

……今回はこちらを主にお話しする

ませんが。そうすると、自動運転はマイカーではなく、シェアカーというか、サービスカーというか、そういうところから普及していくと考えています。

一方で図表7の一つ目の、高度運転支援、安全運転サポート車、いわゆるサポカーというものへの補助金が補正予算で1000億円以上、予算化されているようです。サポート機能のついた車が普及するのはもちろんウエルカムですが、今のサポカーでは昨年の池袋の事故も福岡の事故も防げません。このことをマスコミは全く報道していない。機能が限られていて、あのような事故は防げないのに、この車に乗つたら安全だと思つて運転してしまうと、たぶんいろいろなところでいろいろな事故が起きてしまうのではないかと、私は非常に懸念しています。

ですから、普通の自動車の速度を維持しながら、何らかの技術支援のみで安全に走るのは、完璧さを求めるとなかなか難しいのです。そういう中で、今日紹介するような低速化は何にも増して安全になります。万が一ぶつかったとしても、低速なので相手に対するダメージを小さくできますし、低速ですから、いざという時に判断する時間の余裕も増します。そのようなことを考えると、お年寄りの移動に対してもスローが一つのキーだと思います。

### 超小型モビリティの取り組み

私が関係した事例の中に愛知県豊田市の事例があります。豊田市というとトヨタ自動車のお膝元だから、すごく都会と思うかもしれません、市町村合併により、実は長野と接しているような中山間地域もあります。そのような中山間地域、ガソリンスタンドもほとんどないようなところで、高齢者の足として1人乗りの小さな自動車、部分的には2人乗りもありますが、このようなものの活用をトヨタ・モビリティ基金の助成により行っています。いま30台、40台ぐらいの小さな車が活躍しています。そのほかにも被

災地とか、いろいろなところでいろいろなトライアルをしています。

私自身は20年前から小さな電気自動車の活用が今後の高齢社会に適するだろうといつていて、20年前に試作したのが、図表8の右上にある黄色い車です。高齢者用の地味な色、地味な形というと誰も魅力的に感じてくれないので、思いつきり、黄色で、少しおしゃれに見えるような車をゼロから試作しました。ミニカーのナンバーをとり、これは秋田の鷹巣というところで走らせたものです。ここ20年、このようなことを秋田のほか、茨城でやつたり福井でやつたりしてきました。

柏でやつたのは図表8の真ん中の5枚の写真です。もともとの車だけではなく、そこに少しカスタマイズすることで、より使い勝手が上がるだろうということでつくった車です。ケアコムスはお年寄りのご夫婦で、おじいさんが運転して、車椅子のおばあさんを座席に乗せ、車椅子は後ろにかける車です。その下にあるママコムスは、ママさんが保育園にお子さん2人を連れていくのに適するような3人乗りの車です。これは、ナンバーはとりませんでした。トマコムスは、普通の軽トラだと畦道の中まで入つていけないけれど、1人乗りの小さな電気自動車は軽いのでどんどん入つていける。軽トラで行

図表8 東大鎌田研での超小型EVの取り組み

- ・シルバービーカーの提案と評価。秋田県鷹巣町 1998
- ・市販車両を用いた評価実験  
茨城県十王町 2003。福井県大野市 2009
- ・市販車両のカスタマイズ  
千葉県柏市 2012
- ・震災被災地での活用



図表9 里ミニ(1人乗り)と里モビ(2人乗り)



くと、トマトを収穫して、それを荷車に載せ、押して道まで行かなければいけないのを、こういった車だと収穫の場所まで入つていける。お年寄りの農家さんは非常に喜ばれました。

豊田市では地域の人と一緒に、こういうものを使い、地域活性化につなげていこうということになりました。豊田市はトヨタ系の企業のOBの方がたくさんいて、皆さん技術をよくわかっている。車をいじって自分好みに改造したいというので、単純には色を塗り替えるところから、荷台を少し改良したり、タイヤをオフロードタイヤにしたり、いろいろなことをやっていただきました。70歳ぐらいで結構暇な男性の方が生き生きと参加されました。

そういう中で少し標準的な車をつくろうということで、図表9のとおり、1人乗りの里ミニーという車と、2人乗りの里モビという車をつくってみました。2人乗りは軽自動車として登録ができる、超小型モビリティの認定制度というものを使った車です。真ん中の写真の上の車はナンバーのついたものですが、これは軽自動車の登録です。オリンピックナンバーで白いナンバーになっていますが、軽自動車登録をして2人乗りというかたちでつくったものです。出発式には下の写真にあるように市長さんにもおいでいただき、まちぐるみでこういったものを活用して、高齢者が生き生き暮らすような姿をつくるうということをやりました。

### 超小型モビリティの取り組みでわかつたこと

このようなことを20年もやっていると、どういったところにどういう車が適するのか、あるいはどういったところがダメかということがだいぶわかつてきました。もちろん、すべての方から支持されるわけではなく、熱烈に支持する方もいれば、小さくて危ないからいやだという方まで、いろいろです。しかし、乗つてみると結構いけるとか、取り

回しがしやすいので便利だと言つてくださる方が増えてきました。今のミニカーは1人しか乗れませんが、2人乗れるようにしてほしいとか、航続距離は30キロもあれば十分とか、中山間地域だとガソリンスタンドもなくなつてきてるので、自宅で充電できるところがいいという高い評価も受けています。

このようなことを整理するとプラスの面、マイナスの面、いろいろあります。バイパスの道で、周りの車が60キロぐらいでビュンビュン走つているところを、この車で30キロ、40キロで走るのは怖いけれど、地域の中で、バイパスは横切るだけにして周りの道路を行くと、バイパスを通らないで目的地に行くことも可能ですから、地域の中での使い方をうまく考えればいいと思います。あと、エアコン等がないので当然、夏は暑いし、冬は寒いです。

### 超小型モビリティの課題

いま警察庁と国土交通省に、こういったものをうまく基準化できないかということでお交渉しています。トヨタ自動車が昨年のモーターショーに、2人乗りの超小型の電気自

動車を出しました。先ごろ、ナンバーがきちつとれるようなかたちに、型式指定ができるようなかたちにしましたが、最高60km/hまで出せるものになるので、それ以下の30km/h程度の低速型のほうをどうしようかということで、いま国交省とやりとりをしています。しかし、私が狙つたような答えがなかなか得られていないのが残念なところです。

いざれにせよ、このような車を低速限定の免許のようなかたちにしていけると、普及がもう少し進み、競争になると車の値段も下がつてくるのかと期待しています。以上が自分で運転するほうの話です。

### グリーンスローモビリティの特徴

次の話は乗せてもらうほうで、ゴルフカートの話です。グリーンスローモビリティという言葉を国土交通省が事業として動かしていますが、長つたらしいので通称グリースロと呼んでいます。もともとは、石川県輪島市の商工会議所が熱心に活動してナンバーをとつたものです。ゴルフカートがナンバーをとるのは、昔は考えられなかつたのですが、

図表 10 ゴルフカート(グリストロ)の活用事例



道路運送車両法の保安基準をよくよく見ると、時速20キロ未満にするいろいろな規制が緩和されるわけです。シートベルトも要らない。衝突破壊実験も要らない。したがって、ゴルフ場で走っているものに、ライトと方向指示器とワイパーといったものをつけることで正式にナンバーがいただけます。

ゴルフ場では、ゴルフカートは自動運転で動いています。地面上に誘導線を敷くと、その上を自動で走ることができます。それを公道でもトライアルしてみました。最初は輪島でスタートして、その後、国土交通省道路局により、道の駅の周辺の自動運転というプロジェクトで進んでいます。私自身も輪島、東日本大震災の被災地の大槌、大船渡といったところでいろいろな経験をさせていただきました。最近

では秋田の上小阿仁（<sup>かみこあに</sup>自動運転）とか松江（手動運転）とか。松江では、社会福祉法人が、地域貢献ということでのこのような車を走らせて います。

### グリーンスローモビリティのメリット

グリスロは手動運転をメインと想定していますが、誘導線式自動運転とすれば、雪が降っているところでも安定して走れることです。自動運転で、カメラで白線を認識するやり方がありますが、雪が降つてしまつたら当然白線は見えません。しかし、誘導線を地面に埋めておき、その上を走るのであれば、図表10の左上の写真ぐらい雪が降つても問題なく走れます。左下の写真にあるように、荷物も運びたいといった時には荷車を引いて走る。

真ん中の一番下の写真は、横浜市金沢区の、昔のニュータウンがオールドタウンになつて いる丘陵地、坂道があるところでの活用事例です。

福山とか尾道がグリスロの導入に熱心です（66ページ図表11参照）。福山ではタクシ－会社が緑ナンバーをとり、タクシー事業を始めて います。左側の写真にあるように、

図表 11 ゴルフカート(グリスロ)の活用事例



鞆の浦の鞆町というところですが、狭いところを走るのに、このゴルフカートが非常に役に立つというので、これでタクシー事業を始めました。最近では、好評なので2台目を追加したとのことです。先ほど、こちらの社長のフェイスブックを見たら、2台目を国土交通政務官が乗りに来た情報がアップされていました。結構評判になっています。永平寺とか輪島ではたくさん走らせ、地域の足にしようとしています。永平寺はもともと鉄道があつたところを廃止したあと、ほぼ専用道のところを走らせています。輪島はまちなかを走らせています。

### 超高齢社会におけるスローモビリティの可能性

グリーンスローモビリティは単なる移動具ではなく、移動具以上にコミュニケーションツールになつていて、サロンになつていて、乗っている方同士が話をしてにこやかになる。運転手と乗っている人との間でコミュニケーションがある。むきだしになつていて、町を行く人との間でも話ができる。このように単なる移動具以上のツールになるということで、私の想像以上に地域になじんできたといま感じています。

私の経験では、被災地の復興支援でいろいろ取り組みをしましたが、かさ上げの工事でダンプがビュンビュン走っているような時期だったので評価がうまくできず、いろいろトライアルはしたけれど、それで終わってしまいました。都市部ではマンションの中を自動運転のカートを走らせることにもトライしてみました。これは結構好評でした。超高齢社会の中でのモビリティは、冒頭に申し上げましたように、人とのつながりをどうやって維持するかという意味において重要です。後期高齢者が家に閉じこもらないような地域づくり、コミュニティづくりが重要です。

そういう中で、グリーンスローモビリティの19キロの世界はゆつたりとした時間が流れる地域には最適です。低速で、安全なので、運転手にシルバー人材を活用することも可能です。超小型モビリティの30キロの世界、自分で運転するほうも加害性の低さで、ペダルを踏み間違えてもそんなに暴走しませんし、事故リスクが避けられます。長期的には自動化がどんどん進むかもしれません、当面はこのような低速モビリティ、スローモビリティを活用して社会問題を解決したいと考えています。



### スローモビリティと生き方の関係性

樋口 いつときスローライフという言葉がはやりました。スピード、スピードという時代に反対するような、今日の先生の話は超高齢社会で、とりわけ地域社会、地方で、そもそもわれわれがどう生きていかかということを根本的に考え直させるような契機が含まれているように思います。これがモビリティということだけなのか。もう少し工学的にも広がりのあるような話なのか。抽象的な質問ですが、これが一つ目の質問です。

鎌田 1点目のスローライフとの関係は私もあると思っています。ただ、人それぞれ、いろいろな人生觀とかがあるので、便利なところで早く目的地に行きたい方も当然いらっしゃる。そこはダイバーシティとい

うか、多様性があるのかな。ただし、スローなところをいろいろ経験してみると、それを支持する人が多いです。千葉県松戸市のある自治会で「グリス口讃歌」という歌まで作ってくれて、それに乗るとその歌が流れています。見に行つて、その後の帰りの電車の中でも頭の中に残っているような感じでした。

### 全国的な基準導入への障壁

樋口　このようなことが広がっていくのはすごくいい話だと私は思いますが、今日のスマートフォンの真ん中辺に「超小型モビリティへの提案」とあります。現状では自治体等が申請する認定制度ですから、ぽつぽつなわけです。国交省のワーキンググループで、型式指定で量産できるタイプの安全基準の検討ということですが、これを全国的に一つの型式基準というか、安全基準を定めるところに少し時間がかかる、これはどういうところが一番大きいのかということを教えていただけますか。

鎌田　2番目の質問ですが、国が何かやろうとすると実証実験をやってということで、

すぐ5年ぐらいかかるかもしれません。私は、警察庁の道路交通法と国交省の道路運送車両法のねじれているところをうまく使って、道路運送車両法をいじらないで、道路交通法だけでできる案を提案しました。いま国交省からいやがられていますが、早くやらないと、その間にもペダルを踏み間違えて暴走して事故を起こしたり亡くなったりする方が増えるわけです。ですから、ずっと早くやれ、早くやれと言い続けています。

### グリス口の費用と自動車会社の対応

飯島 せつからくですから、鎌田先生にシンプルな質問を、低レベルな質問かもしませんが、二つお願ひします。一つは、グリス口がいろいろな自治体で走るようになつてほしいのですが、1台を運用させるに当たり、どのぐらいのお金がかかつてしまうのか。結構高額だと台数もなかなか増えないのではないかと思います。経済との関係です。

もう一つの質問は、既存の車の会社はどうなのか。トヨタだけではなく、いろいろな車の会社の方々は車を売つてなんぼというのがあります。そこら辺がこの動きに対し、全体的に底上げする感じなのか。それとも、総論はわかっているけれど、ちょっとうち

ではという話になつてしまふのか。その辺りの状況を教えていただければと思います。

**鎌田** グリス口について、値段は二百万円程度ですが、いま環境省が半額補助を出して  
いるので負担はそれほどなく導入可能です。

それと大手メーカーですが、こんなのをやつても数が出ないから、儲けにならないと  
いうことで、いま静観しています。トヨタ自動車はもう少しちゃんとした車で、2人乗  
りの車を今年中に出そうとしていますが、私の予想では、高すぎて高齢者は買えないだ  
ろう。だからカーシェアとか観光地のレンタカーとか、そんな用途ぐらいにしか使えな  
いのではないかと思います。

#### グリス口の都市部での可能性と求められる運転能力

**駒村** グリス口、大変おもしろいお話をでした。高齢化は都市部にもどんどん進んでいく  
と思いますが、都市部での可能性はどうかが一つ目の質問です。

それから、運転能力はどのぐらい求められるのか。速度が低下するにしても、従来の  
能力に比べ、どのぐらいの負担なのか。

それと、よくいわれるものは、運転手ももちろんですが、道路の標識が複雑という問題もあるのではないかと思います。この3点についてお伺いします。

**鎌田** 都市部について、千葉県松戸市と横浜市金沢区で走らせており、車がビュンビュン走るところでは問題ですが、住宅地であれば、今のところそんなに大きな問題を感じていません。

2番目の運転能力について、時速19キロは原付の30キロよりも低いです。原付のバイクの免許は学科だけで、実技がなくともとれるぐらいのレベルですから、時速19キロだと、能力がかなり落ちても大丈夫とはなかなか言いづらいけれど、松戸市でやつた時は八十何歳かのドライバーさんもいらっしゃり、問題はありませんでした。その地域、住み慣れたところで、どこが危険かということをよくわかつていれば大丈夫かと思います。その意味で3番目の標識の問題についても、初めてのところで標識がわかりにくいとなると困るけれど、慣れたところであれば、これまで標識がそんなに問題になるのはなかつたです。

スローモビリティが国家戦略としてなされているか

樋口 一つの例で、車庫証明は要るのでしょうか。

鎌田 現状だと、4人乗りは軽自動車、6人乗り、7人乗りはいわゆる登録車、普通車なので、車庫証明が必要です。

樋口 このような事態を想定せずに法が全部できているので、これに対する例外規定をつくらない限り、当てはめる話になるわけですね。

鎌田 車庫についてはそうですが、駐車場をどうするか。幅の狭い車だつたら道路に路駐してもいいじゃないかというような議論を道路局の人としたこともあります。道路に駐車枠を描く時、普通の車が入るような枠ではなく狭い枠で、この中に入れる車だつたら止めていいとか、そのような柔軟なかたちにするのはどうか。駐車場に車を止め、そこから歩いて店舗に行くのがお年寄りはいやです。店舗の前にサッと車を止めて買い物ができるのは非常にありがたい話です。

樋口 飯島先生からも、例えばフレイルに対する戦略という話がありました。戦略とはストラテジー、プランニングです。先生はこれを20年にわたりいろいろなところで、自

治体のいろいろな協力を得てやられていますが、国交省的に、あるいは国交省でなくとも経産省でもどこでもいいけれど、政府としてこのようなスローなモビリティを拡充するような戦略的な姿勢はあるのでしょうか。

**鎌田** このグリーンスローモビリティは、私が内閣官房などにも伝え、いいと言ったので、去年の成長戦略に書かれています。逆に、全国50カ所を目標と書いてしまいましたが、実証試験をやっているところは50を超えたのですが、事業化しているところはまだそこまで至っていません。

もう一つ、交通という意味でいうと、いま交通政策基本法の見直しの議論をしています。しかし、国交省の役人の頭には交通しかなく、人々の生活とかフレイル予防とか、そういうところから考えなければだめなのだと書いていますが、なかなかわかつてくれません。この間、元厚労省の次官までされた辻哲夫先生（東京大学高齢社会総合研究機構特任教授）に、国交省の連中を相手に2時間レクチャーしてもらいました。そうしたら、やっとわかりましたと言つてくれたので、少しは進むかと思います。



## パネルディスカッション

【パネリスト】(順不同)

21世紀政策研究所研究副主幹／  
慶應義塾大学経済学部教授

21世紀政策研究所研究委員／  
東京大学高齢社会総合研究機構教授

21世紀政策研究所研究委員／  
横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授

駒村 康平

飯島 勝矢

関 ふ佐子

【モデレータ】

21世紀政策研究所研究主幹／  
武藏野大学法学部特任教授／東京大学名誉教授

樋口 範雄

樋口 一種の司会役を務めさせていただきますが、まず満を持して待つておられた関さんからプレゼンテーションをいただきたいと思います。

#### ヘプレゼンテーション▽高齢者の人間像

関 先ほどのモビリティの話でも法律が盾になつてゐるといったお話がありましたし、いま課題となつてゐるコロナ対策でも、法律が盾になり、いろいろなことが迅速にできないのではないかと言われています。しかし、法律家からみると、法律は結構柔軟なものではあります。わかつていなかからアクセルを踏めないと感じながら、われわれ法律をやつてゐる者は、高齢社会の問題にどう対応していくかということを日々考えています。特に、今日お話のあつたフレイルに法がどう対応していくのかということを研究しています。

私が今研究している高齢者法は、このような名称の法律があるわけではなく、一つの法分野のことを指します。樋口先生と私以外では大学で授業をしている人はおらず、研究している者が数名いるような、まだ小さい分野です。高齢者法では、高齢者に関わる



関委員

法律問題を分野横断的に考えます。高齢者をめぐる問題は縦割りではなかなかうまく解決できないこともあるので、横断的に考え、どう対応していくかということを研究しています。

その中で、今日、話をしようと思つてているのは高齢者の人間像の話です。先ほどの駒村先生のお話の中でも、経済社会の法律はどうしても合理的な人間を前提に作られており、また、研究会でも、法は合理的な人間像を前提にしているのではないかということが問題提起されました。確かに、民法も少しずつ変わってきていますが、合理的な人間像を前提に始まっています。ただ、新しい法分野では合理的な人間像を必ずしも前提にしていません。法律を研究している

者は少しずつそのように思っていますが、世の中にはなかなか伝わっていません。研究会を通じてそのように感じましたので、人間像が法律の中ではどのようにとらえられているのかという話をしたいと思います。

### 高齢者が保障を受ける根拠は何か

その前提として、皆さんにも考えていただきたいことがあります。高齢者は、年金を受けたり、医療についてもほかの世代よりたくさん保障を受けたりといつたいろいろな保障の対象となっていますが、なぜ高齢者はそういった保障の対象になっているのでしょうか。私自身もどうしてかということを常に考えています。例えば老齢年金制度は、働く世代が保険料を払い、その保険料でシニアを支える。なぜシニアを支えるのか。その根本のところがわからないまま、結果的に支えている状況にあります。その理由を考えることで、これからどのような保障を高齢者にしていったらいいのかということを考えていきたいと思います。

例えば生活保護も、これは法律ではなく現在の運用のレベルですが、65歳以上になる

と、働く能力のある健康な人も働くために生活保護を受給できます。私が生活保護を受けたといつたら「働いてください」と言われますが、65歳になると、働くことができても言われません。みんなの税金を使う形で、なぜそのような制度になつてているのか。そこが法律の面白いところで、先ほどエビデンスに基づいていないというお話もありましたが、世の中の何となくの感覚が法律になつています。ほかの世代にはない保障を高齢者が受けられることについて、何故世の中が認めているのかということを考えてみたいと思います。

### さまざまな法律が想定する人間像

法制度は、この人たちはどういう人なのかということを考え、その人間像を前提につくられています。理性的・意思的で、強く賢い人間像が民法ではまず前提とされますが、その民法から派生していつた消費者法は必ずしも合理的な人間像を前提としていません。人は合理的な判断ができない、消費者とはそういうものだという前提で消費者法を発展させ、クーリング・オフのようなことができるようになりました。みんながちゃんと判

断できるのだったら、売る、買うという合意ができたら、そのまま契約を成立・維持させてよさそうです。そうではないから、消費者を守るいろいろな法律がつくられてきました。

もつと以前から発展していった労働法の場合、労働者は使用者に従属するものだ。そういう使用者より弱い立場の人たちだから保護するべきだろうと、労働者に団結権といつたいろいろな権利を与えています。いろいろな法律が、実は人というのは合理的でなかつたり、脆弱だということを前提につくられています。私が研究している社会保障法も、脆弱な人間像を前提につくられている法分野かと思います。

### 法が想定する高齢者像

では、高齢者はどのような人たちとしてとらえたらいいのか。これを裁判を例に考えてみたいと思います。定年になり、再雇用された後に賃金が切り下げられたのは違法ではないかということを争つた判例があります。今の世の中の状況からみると、それは合理的だという判断がなされましたが、なぜ、他の世代については同一労働同一賃金など

と言われるのに、一定の年齢になると定年となり、その後は賃金が下がつてもいいのでしょうか。逆に、高年齢者雇用安定法改正が閣議決定され、70歳までの雇用について努力義務を企業に課していくこうという話になっていますが、どうしてそういうサポートを法律ですか。なぜ、この年代層だけ特別にほかとは違う法制度があるのでしょうか。いろいろなことがいえると思いますが、そういった法制度の前提として、二つの側面があるのでないかと考えています。一つは何か特有のニーズ、例えば、認知症により判断能力が低下するといったニーズが生ずるから意思決定を支援しよう、成年後見をしようというように、高齢者はほかの年代とは違うニーズがあるから何らかの支援をしようというのが一つだと思います。しかし、それ以外に、特にニーズがなくとも、先ほどの生活保護の例もそうですが、健康であれば生活保護を受けなくとも働けるはずなのに、高齢者になると引退してもいいのではないかと社会的に考えられているのは、たぶんニーズ以外の側面だと思います。それが不思議です。

昔から、高齢者の休息権が議論されています。年を取ると人は休息してもいいという権利があるのでしょうか。年を取ると、なぜみんな引退について考えるのか。そういう

た人の感情がたぶん、こういった法制度を是認しているのではないでしようか。もしかすると高齢者はほかより長く生きてきた終末期がより近い人たちという点が、これは障害者とも異なる部分ですが、引退が社会的に認められ、ニーズがなくとも、ほかの世代とは違った保障をしてもいい、こういう法律があつてもいいかなと思われてきた根拠なのかもしれないと考えています。

### 高齢者像を考えることの意義

高齢者を他とは違う形で保障する法制度をつくる理由については、これからはもっと細かく検討していく必要があると思います。今日、駒村先生から脳神経科学との関係で金融をどう考えるのかというお話がありました。科学の発展により高齢者の性質がよくわかれれば、そのニーズもよりわかつてくるでしょうから、それに基づいた法律もつくることができます。飯島先生からは、フレイル対策として地域コミュニティをどう活性化するかということについて、どのように補助金を出していくかというお話もありました。地域の事業にどのようにお金をしていくのかということも、高齢者はどのような

人たちで、何が必要かといった側面が明らかになればもう少し見えてくるかと思います。

私自身は、もしかすると若い人と高齢者とでは違う法制度があつてもいいのではないかと考えています。例えば、介護休業は、それができた当時は、働く世代の女性が介護休業のために3年間も休むこととなると、仕事を継続できないからということです。3ヶ月という短い期間になりました。制度をつくった時代の背景として、そのようなことがありました。今50代、60代が介護により離職する問題を考えると、年代により、50代、60代の人は1年、2年の介護休業ができる一方で、別の世代は今のとおり3ヶ月というように、年代により制度を分けることもあります。

このような法制度を考える時には三つのステージを意識するとよいのではないでしょうか。女性と男性の関係でもそうですが、高齢者を差別してはいけないという差別禁止の発想がまず出でてきます。差別をしてはいけないということで、ユニバーサルに、誰もが対象となるような法律をつくろうという発想になってしまいます。しかし、次のステージの社会では、もちろん差別をしてはいけないし、ユニバーサルな保障は必要ですが、時によつては年齢が特徴となり、その特徴に応じた法制度を柔軟につくっていくことを今

後は考えていつてもいいのではないかと思います。

## ヘディスカッショング

### 高齢者の個別性

飯島 今の話を聞いていてコメントをかぶせたいと思います。自分自身の医療現場の経験をフィードバックすると、暦年齢、クロノロジカルエイジ、昭和何年生まれだから七十何歳というのと、社会的年齢、ソーシャルエイジがありますが、たとえ暦年齢が昭和ひと桁といつても結構元気で頭も回り、やることもあり、今日も楽しいという方がいらっしゃる。その暦年齢と社会的年齢との乖離を医療現場ではさまざまと見せつけられています。

私のいる東大病院の高齢者医療の外来患者の平均年齢は80代です。ですから、68歳の方が来ると超若い。80代も十人十色で、もともと高血圧だ何だとお薬を飲んでいる方は



いらっしゃいますが、それ以外にすごい差が出ています。つまり、どういう病気を持っているかということでは決まっていないのがよくわかつてきます。社会的年齢をいかにうまく尊重していくかが大きいのかな。

あと、65歳という年齢のカット・オフで高齢者とすることについては、もう限界が来ていました。65歳は相当昔に決まった年齢です。単なる首から下の身体能力が若返っているから、もう少し引き上げればいいなどといった短絡的なことは言えませんが、私も含めたいろいろなコホート研究を見ても、身体能力が10年ぐらい若返っているのは見えています。65歳で物事すべてがブツツと切れ、すべてがサポートされる側になる。全部そうなっていることにはだい

ぶ限界が来ているのではないかと考えています。

われわれ日本老年医学会が中心になつて、老年学会が数年前の正月明けの1月5日ぐらいに、高齢者の定義を75歳に引き上げるべきだという声明を出しています。全国から、そうだよねという声と、そう簡単にはいかないのだよねという声と、両方が出てくることは想定の範囲内で出していますが、あれは日本がどちらの方向を向いていくのかということの問題提起のために出したものです。今の話を聞きながら、そのような世界に来ているのかと思いました。

#### フレイル健診とメタボ健診のすみわけ

樋口　年金制度あれ、働き方の制度あれ、法制度ができた時代は私の小さかつたころです。そのころの社会と今の社会は本当に違つてるので、法律家だけではなく、お医者さんあれ、誰あれ、それに合わせたような戦略を法制度のほうも練る必要があると思います。

その一つとして、今日はフレイルについて、ある程度の話をしていただきましたが、

一方でメタボ健診がこの前から始まっています。対象は40歳から74歳、太りすぎではないということで、一つの戦略がずっと続けられてきました。もちろん、メタボ健診も一定の範囲では重要でしょうが、フレイル健診はもつと広がつたらいいという話がありました。これはメタボ健診と並んで国家的な政策まではまだいってないと思つていいですか。

飯島 私の講演の最後にお話しさした、今度の4月から始まる厚労省の新しい制度が、通称フレイル健診といわれているものです。これから始まりますが、全国の自治体がどのくらい、ヨーロッパで地に足を着けたかたちで動き始めるかどうかはまだわかりません。そうはいつても日本は大きな分岐点を迎えると思います。より高齢になつてくれれば脱落ボだということを、今まで研究者のごく一部はわかつて言つていましたが、それが国の制度として、メタボは関係ない、完全にフレイル対策で行つてくれということを、特に75歳からはそうしてくれということになつていくと思います。

樋口 いま伺う限りでは、メタボ健診のほうも40歳から74歳と年齢で切つていましたよね。それでメタボ健診は残り、今度フレイル健診は75歳からというすみわけになりそう

ですか。

飯島 まず一つ、74歳までメタボ健診といつても、74歳と75歳で何が違うのか。変わらないですよね。74歳までガチガチにメタボ健診をやってきてるので、みんなやせなければならぬと、その余波が結構残っています。ちょうど私ぐらいはメタボを意識しなければいけませんが、前期高齢者の場合、おそらく個別判断が相当入ってくると思います。

前期高齢者を十把ひとからげにまだメタボ健診でいいのだと、前期高齢者もフレイル健診にするべきだというような簡単なものではなく、基礎疾患から何から、定期リタニアされたあとの生活をどうしているのかも含め、やや多面的に個別判断で考えなければならぬのが前期高齢者だと考えています。後期高齢者は基本的にフレイル対策でまず間違いない。無理やり年齢で切れば、このようなイメージではないかと思います。

### 認知機能が低下した高齢者に対する金融機関の対応

樋口 駒村先生にお伺いします。駒村先生のやつておられるうちの一つだと思いますが、

金融ジェロントロジーで、金融機関側が高齢者の顧客に対し、どういう対応をするか。その時に法律用語でいうところの適合性原則が必ずかかってくるから、それにふきわしいような対応はどういうものかということで研修されています。そちらも大事だと思いますが、逆に高齢者側で高齢者に助言するような何らかのシステムがあると、これでちょうどカツプリングになつていいような気がします。

私はいま医療のことを少しやつてますが、医療だと、高齢者が手術をするとか何とかというときに、どこの医療機関でも高齢者が「はい、はい」とサインしただけでは普通は済まないので。家族がいれば、家族にも一緒にサインしてもらう。もちろん、説明も聞いてもらう。誰かもう1人いてというシステムを医療などではとり始めていると、重要な手術であれば一般的にそうではないかと思います。それと同じようなことをインディペンデントなエージェンシーでそういう助言システムがあると、この取引はちゃんとしているよ。このように両方が安心できるような発想はいかがでしょうか。

駒村 まさに、むしろ金融ジェロントロジーの研修は最終的にそこも視野に入つてくるのではないかと思います。例の騒動になつた金融庁の報告書の後半部分は、要するに認

知機能の低下というリスクが出てくる。今まで高齢者が把握していなかつたリスクである。これに対しどうするかというと、早めの決定をお勧めしますということで、そこは正しいアドバイスだったと思います。それに対し金融機関側がどうするか。

従来の金融市場の問題をどう考えてきたかというと、経済学における情報の非対称性、つまり複雑な金融商品を売り買いするのは負荷がかかるからということで、リテラシーを高めましょうとか情報を提示しましようという範囲だったと思いますが、そこを踏み越えなければいけなくなってきた。そこを越えた、理解しているか理解していないか、どうも本人ですらわからないという人が出てきている。売るほうも、あるいは本人もわかつていないう不確実性が出てきているわけです。

そこの部分は、家族がいる方は家族が支えればいいわけですが、家族がない方に對し誰が支えるのか。現時点では、まず金融ジエロントロジーの研修としては、少なくとも相手の判断能力が低下していることを承知の上で形式的に契約が成立した場合、売るのはやめなければいけない。ただ、外見的にそれを区別するのは難しいし、しかもいきなり医療技術、診断技術を経済活動の中に持ち込むこともできない。そのようなことを

考えると、一人ひとりの金融現場の方が高齢者の状況を理解することが大事です。

もう一步いくと、家族のいない方に対し資産をちゃんと守るような機能も持たなければいけない。誰がやるのか。公的にやるのか。介護保険でやるのか。お金のケアまで介護保険でやるのか。それとも金融機関が誰かのモニターのもとでやるのか。これはこれから考えなければいけないテーマかと思います。

### 人とのつながりと身体活動との関係

関 先ほどの飯島先生のコメントについて、高齢者を65歳以上の人ととらえるのは違うのではないかというお話は私も本当にそう思います。そのうえで、年齢で区切ることがいいのかという点は難しい課題です。実際の法制度もそうですが、年齢で区切つたらいものと、そうでないものと、その両方があり、何らかのニーズが見えているものは、年齢ではなく、そのニーズに基づき、いろいろと対応できると思います。ニーズとは異なる理由から何か行う場合のなかには、年齢で区切る意味もあるし、ある意味基準として年齢はわかりやすいので、これからもまだ使われるのかと思います。

飯島先生に質問してもよろしいでしょうか。先ほど（47ページ）、地域での活動が重要だというところでNEATのお話がありました。ちょこちょこ行う身体活動がいいとお話をしたが、高齢者のボランティア活動が評価されているのは、体を動かすこと以外に、人の健康にとつて人とのつながりが重要だという話があると思います。それは、そういう理解でよろしいのでしょうか。

飯島 先ほどの図表5（45ページ）について、純粹な運動ではないけれど、結果的にちょこちょこ動いているというNEATの話をしてしまいましたが、ちょこちょこ動いていることで図表5のグラフのような結果ができるとは単純に思っていません。むしろ、活動量では読み解けない、人とのつながり、今日一日満足した感じとか、明日もまたあなたと集いたいねとか、そのような感覚のほうが、もしかしたら大きいのかもしれません。

従来の運動ありきで押しつけてきた日本の流れから考えると、NEATという、純粹に運動シユーズを履かなくても、ちょこちょこ動いているだけでも十分戦えるのだという一つのメッセージを出したくてNEATという言葉を言いました。もしかしたら身体

活動量以外の要素の可能性のほうが大きいと思います。

関 地域包括ケアとか地域コミュニティが重要ななか、どうしてそこにお金を使うのかという理由を、われわれ法政策を考える者が説明する時に、先生のあの図は私も使わせていただいています。これまでなかなか表現されていなかつた、つながりが人に与える影響の重要さが科学的にどんどんわかつてくれる、そういうニーズがわかつてくれるいいのだと思います。

### 高齢化を見据えた戦略の必要性

樋口 経済も医学もそうですが、患者を前にして、あるいは経済社会のあり方に対し、今後のことを考えるわけです。その時に戦略的契機が重要だと思います。もし、ここに不動産業界の方がおられれば私の間違いを正してもらいたいのですが、私のこの研究会の報告書の草案というのか今日ついていますよね。そこで少し触れていますが、一つの例としてサ高住があります。サービス付き高齢者向け住宅を政府は推進していますし、まだ推進中です。いろいろな問題が出てきて、わずか7年でこんなに問題が出てくるの

は、そもそも戦略的にどうだったのかということを簡単に書いています。

ここに書いていないことです、私などは素人だから言うけれど、サービス付き高齢者向け住宅はわりに元気な高齢者を想定している。しかし、元気な高齢者もいざれフレイルの段階からより進んでいくことは誰が考えてもわかりますよね。同じようなことを考えると、サービス付き高齢者向け住宅のサービスは、生活相談サービスと見守りサービスがついていますが、サービス付き高齢者向け住宅でなくとも、例えば永住型のマンションであれば、40代で買ったとしてもいずれ高齢者になるわけで、そのぐらいの長期のプランニング、戦略があつてもいいのではないか。ちゃんとしたマンション会社はそういうことをやっているということかもしませんが、そういうことになれば、まずバリアフリーは当たり前。それに、いずれその人が60代、70代になつたら、こういうサービスも外付けでつけてあげますというかたちの、先を見据えた産業の戦略があつてもいいと思います。

超高齢社会ですから、高齢者はわれわれの周りにたくさんいるわけです。今マンションは50年ぐらいもつようなものをつくろうとか、場合によつては100年というような

ことを建築会社、不動産会社は言つてはいると思いますが、その中に住んでいる人がどうなつていくかを見据えた上で、箱物もつくつていくことを考えられないのか。これは一例ですが、超高齢社会に合わせた戦略的な契機を、経済界でもどんな世界でも、もちろん法律学者も考えていいかないといけないのではないかということを考えています。

### アドバンス・ケア・プランニングの重要性

樋口 モデレータなのに、もう一言よろしいですか。私は米国の法律を勉強していますが、驚くことがたくさんあります。アドバンス・ケア・プランニングとはどういうことなのか。先ほどの話で、私も何度か入院しているので実感としてわかりますが、2週間も入院すると足腰が弱ります。それが7年分だといわれると、ものすごいショックです。うそではないだろうし、言い方としてはすごくよくわかりますよね。同じようなことです、米国の本には、アドバンス・ケア・プランニングをしていないとどうなるのかと、いうようなことを書いています。

アドバンス・ケア・プランニングは終末期だけの話ではありません。アドバンス・ケ

アなので、ケアを受けるような高齢期全体を見据えてということになります。人によつても使い方が違います。米国にはナーシングホームがあります。日本でいう特別養護老人ホームにあたるもので、相当の割合の米国人が最期、やむを得ず入らざるを得ない施設だといわれています。連邦の法律で規制されていて、入る人の権利などもあります。米国では入る前にアドバンス・ケア・プランニングをしますが、そうするとどうなるか。本では、Aさんはしている、Bさんはしていないというように、すごくわかりやすく並べて書いてあります。

例えば朝食から違う。アドバンス・ケア・プランニングをしている人は、自分の人生ではコーヒーが大好き、朝はまずコーヒー2杯を飲むことにしているというと、それはその人の希望だから、そのままです。コレステロール値が高いので食べ物もいろいろいわれているけれど、朝は必ずベーコンエッグを食べたい。そうすると、アドバンス・ケア・プランニングなので、入る前に、弁護士まで入つてくるかどうかはわからないけれど、場合によつては助言者がちゃんといて、あるいは家族がいて、うちのおやじはこういう人です、母はこういう人ですと個別化した対応をしてくれる。ベーコンエッグはち

やんと食べられる。

していないとどうなるのか。日本の病院とか施設と同じで、朝食は何時に、今日の朝食はこれということになる。どちらがいいかといったら、やはりアドバンス・ケア・プランニングをしたほうがいいでしょう。そんなことまで自分の生き方から決めていくことができるというものらしいのです。

これは経済的な話だけではなく、まさに生き方の問題です。交渉事もありますから誰かに助けてもらい、自分で戦略を立てる。日本の特別養護老人ホームでそれが可能かどうか。もし可能でないならば、もしかしたらそういうことも可能になるように考えてもらいたい。超高齢社会で、とりあえず特養に入れました、うれしかった、ありがたかつたというだけで終わらせない発想をしてほしい。ほかの社会からも学ぶことができるし、考えることはいくらでもできるのではないかと思います。

今日の参加者はいろいろな業界というか、世界で生きておられて、私と同じように高齢社会というものにそれぞれの仕事の関係、生活の関係で直面しておられるでしょうから、その中でこういうことがあるけれどとか、専門家もおられるので、こういう点はどう

うなのかというようなことも話していただけすると、コメントをいただけないと本当はありません。

### 技術の進歩が高齢者の資産運用にもたらす影響

#### 質問 1

先週でしたか、新聞報道で、Aーを実社会に実装していくことで、いろいろな分野で基準をつくるとか認証していくとか、これから政府で進めていくような記事がかつたかと思います。私は金融機関に勤めていますが、その中での適合性原則について、高齢者の資産運用で、今は75歳とか一律の年齢で家族同伴でないとダメですとやつているけれど、投資経験とか個々の状況をAーに読ませ、80歳以降でもこの方はプロだから1人でも投資してもいいとか、そのようなことをやっていくということだったかと思います。

Aーを使った高齢者の適合性原則について、今の議論とか政府の動きとか、いつごろこうなりそうといっためど等について、実際に関わっていらっしゃる先生にお聞きでき

たらと思います。

駒村 今の話については、この前の金融審議会のワーキンググループで資料が配布されています。元は昨年末だったと思いますが、未来投資会議のほうで規制のあり方を見直そうという話があり、その部分は二つのパーセントに分かれています。前半部分がプロ投資家をどう評価していくのか。経験や資産金額だけで評価するかどうか。後半部分は高齢投資家について、今は年齢で区別しているけれど、その区別をもう少しA-Iなどを使って個別的にできなかという二つの題があつたと思います。

後半の高齢投資家については、A-I技術などを使つたセンサーなど、何らかの発見方法を使うことにより、一律な規制から柔軟な対応ができないか。そういう技術を開発してほしいということを政府が公募したということだと思います。

先ほどの議論にもありましたように、年齢で区分するのはどうなのかというのはそのとおりだと私も思います。

この前、研究室を片づけていたら、私がお世話になつた加藤寛先生のすいぶん前の論考「経済学教室」が出てきました。そこで彼はまさに、75歳ぐらい、70歳ぐらいを基準

に金融市場の規制に関して自主ルールを入れるようなことが議論されているけれど、これはいかがなものかと書いてありました。いま高齢化社会の中で認知機能が低下することが自明のものになってきたことを考えると、私も大変お世話になつた先生ですが、加藤先生の指摘は間違つていたのかもしれません。

しかし、高齢化とは別に、技術の進歩を考慮すると、もしかするとその問題も乗り切れるのではないか。自分の判断力が失われてきた時に、お金の管理という意味でのフレイルが起きた時に、どこかの段階でコミットメントしてお任せする方法があるだろう。ただ、残念ながら人間は、特に高齢期になると重要な意思決定がだんだんできなくなつていく。しかし、自分自身はいつまでもできると思い込む。そのような傾向が強まつてくる。そうなると事前の意思決定自体もできなくなつてきますが、そこをもしかすると技術で補う方法があるのでないか。

例えば成年後見で、後見人が厳格な運用をしてお金が使いにくくなり、本人がおもしを食べに行きたいと言つても、金を使つてはいけないと制約する。しかしながら、AI技術でその人の過去の行動履歴や趣味といった記録を全部残しておけば、この人は本当

に週に1回おすし屋さんへ行きたい。行きたいというのは彼の本当の気持ちであることの自分のバックアップで確認がとれれば、実際にそういうことをFintechのほうでやろうとする企業もあるようですが、このような技術を使えばその可能性も出でてきます。そういう技術が使えれば成年後見のサービスのクオリティを上げることも可能ではないか。

ただ、先ほどのプロ投資家の能力を客観基準で見破るとか適性を判断するとか、あるいは高齢者の運用能力を年齢とは別な客観的なものによりセンサーをつくり、それを峻別するというかたちの規制とか、高齢化と技術の組み合わせの規制が可能になるかどうかは、私としてもそのような技術が可能なのかどうか、楽しみにしたいという気持ちはあります。どういうところがそういう公募事業に手を挙げるのか。金融庁で紹介された部分なので、あの時はその議論はあまり深まらなかつたけれど、政府はこのようなことを期待しているという話だつたと思います。

関 A-1の話とは少しそれますが、今の駒村先生の話を伺つていて思い出したことがあります。米国でアドバンス・ケア・プランニングが行われているという話ですが、米国へ調査に行った時、医療についてのアドバンス・ケア・プランニング、事前の意思決定

をするときに、どのように行つたらいいのかということについては、米国でも悩んでいました。

もちろん自分はこうしたいと長い指示書を書くのもいいのですが、それはほとんど不可能です。では、どうしたらいいのかという時に専門家の方が言われたのは、自分と判断の仕方が似ている人を選んでおくのが一番いいだろうとのことでした。Aーに教え込むというお話でしたが、今の時代だと、私と同じような判断をしてくださるこの人を私の意思決定者に、という形で人を選んでいくのがいいというお話をしていました。

意思決定支援はなかなか難しいのですが、Aーがその代わりをできるのか、まだ人のほうができるのでしょうか。

### 高齢者本人を支える体制が必要

**樋口** 私が最近感じているのは、私はもちろん日本人の代表でも何でもないから、おまえは変わり者だと言われるかもしれません、私が米国の勉強をしていて思うのは、日本人のほうがいつまでも本人中心主義だということです。年金の申請であれ、何であれ、

本人が行かないといけないような話がいつまでも続いています。米国だつたら代理人か、アドバイザーという者が行います。米国の場合、弁護士だつたら135万人もいて、ありとあらゆる相談に乗つてくれるるので、そういう者になります。つまり、助言者を頼むわけです。

話は少し違いますが、私の知り合いが向こうで留学中にあまりうまく適合できなくて精神的に大変だつた。米国人に聞いたら、そういう時はみんなカウンセリングに行くのだ。精神科医に行くわけです。しかし、日本ではそう簡単に行けません。専門家に頼るのは何の恥ずかしいこともないけれど、助言を得るにしても、こちらの情報も出さないといけない。代理人に頼む時も、本当はこういうかたちにしてもらいたいという話ですから、自分の中身をさらけ出す必要があります。日本の助言サービスとか代理サービスのようなものというと、私の知っているのは旅行代理店と、あとは委任状があるから株式のほうの代理か、そのぐらいしかないのではないか。人にはなかなか頼れません。

助言であれ、代理であれ、人を頼れるサービスが、日本ではビジネスとして確立していないような気がします。それが日本の高齢化社会の中で弱みになつてているような気が

しますが、そこを何とかしてくれるといいのかな。助言の場合、自己決定支援であれ、自分で最終的に決定したくないということであれば、あなたにお任せするからというかたちで医療代理人とか財産管理の代理人とか、これも一種の私的自治ですから、そのような仕組みがあつたらしいと思います。

日本だって資本主義国です。民間中心とまではいえないかも知れなけれど、そういう国の中で、もちろん公的なところがサポートしてくれれば、それはそれで信用度が増すと思いますが、官民が一緒になりサポートしてくれるようなところが必要ではないかと思います。抽象的ですが、それを法的な仕組みとしてつくつておくような話ができるものかというようなことを考えています。

私の母ではないのですが、母のような人で、樋口恵子さんという人がいらっしゃいます。彼女はあと3年ぐらいで自分も認知症になるかも知れないからとおっしゃっていました。そんなふうには全然見えませんでした。

最後だって言いながらずっと続けるのではないかと思いますが、そこで自分の最後の仕事として、先ほど私が申し上げたことは彼女の受け売りではないけれど、高齢者に義

務教育をということを言つていました。高齢社会を自分がどう生きていいくか。これを文科省や何かにせつついているけれど、なかなかうまくいかないから仲間になつてくれという話をしていました。日本人は教育とか学びが大好きですから、システムをつくつてあげれば有用ではないかと思います。このようなひとり言を言つたところで、ほかの方が何か教えてくださればありがたい。

## 高齢者就労による認知機能の改善とその障壁

### 質問2

介護福祉士と認知症ケア専門士をしています。今後、フレイルにフォーカスするのは本当にいいことだと思います。認知症の方をみていますが、介護保険とかその他でいろいろフォローするには限界があると同時に、いかに認知症にならないかということに対してはフレイル時期が問題だと思います。60歳ないしは65歳を過ぎ、会社生活からフッと出た時の人生の差というか、その辺で社会と離れてしまうようなことが認知に進むポイントになつてくるのではないか。そこで飯島さんがお考えになつてているようなフォロ

ーをすることは非常に大事だと思います。

それと同時に、そのような人たちはまだまだ仕事をしたい。しかし、その場がない。生きがいを求めたいけれど、なかなか難しい。施設をフォローするのもいいけれど、その人たちは安い給料でも仕事をしたいのですから、そういう場があるといい感じになります。社会とつながっていることが求められていると思います。その結果として認知症に進まないフォローができるし、認知症の保険料も少なくて済む。そのような流れではないかと思うので、その辺のフォーカスを、そういう人たちの仕事を含め、フォローしていただけるといいのかと感じました。

飯島 私もすべての知識があるわけではないけれど、認知症になつた高齢の方々に、少しだけでも仕事をしてもらつてという先進的な取り組みをやつていて個人的な活動についてはちょこちょこ聞きます。しかし、それが国の戦略としてやれているかというと当然やれていません。

いま手が挙がらなかつたら私も発言しようと思つていましたが、私も厚労省の有識者会議とかボーデメンバーに入つていたり、一億総活躍国民会議の中に入つていたりして

いるので、いろいろと考えた意見を言います。言うけれど、そのほとんどは政策に反映されません。意見を言つただけで終わるのが多くあります。なぜなのか。全体的にダイナミックな発想を思い切つて言つたとしても、国はそこまでギアを切れない。100人いて、80人がアクセプトしてくれて、そこまで大勝負をかけてもいいのではないかと思つても、残り20人がちょっと待つてと言えば、そこでブレーキがかかるという国だと思います。

日本も今ちょうど分岐点です。先の先を見据え、ドラスチックなことをやらなければならぬ時期に来ていると思います。先ほど言つたように、個人的な取り組みはちょこちょこあります。認知機能の低下した方が施設で仕事をして、今日も笑顔が出たとか一粒一粒はよくやっていますが、これを全国の自治体でやってもらいたい。そのためにはカリスマ性を持つた、個人的に頑張っている人が全国にいればいいけれど、なかなかそうではない。制度としてしつかりやつてくれないとダメです。

そう考えている方が厚労省の有識者会議に呼ばれて発言しているはずですが、それが制度として反映されません。声高らかに言い続けなければなりませんが、思い切つてしま

てみませんかということが国の政策になかなか反映されません。そういうマイナスの風土が日本には強いのかと思います。

それに連動して、先ほどの100人いて、7～8割の人がアクセプトしていくも、2割ぐらいの人気がちょっととなると進めないということでは、いろいろな例があります。飛行機の時差のことをよくジエット・ラグと言いますが、薬が海外から入ってくる時のドラッグ・ラグは有名な話です。世界各国で当たり前のようく使われている薬が5年も8年も遅れて日本に入ってくるのがドラッグ・ラグです。

これも海外の薬の場合ですが、例えば100人いて、98人ぐらい大丈夫だつたけど、2人だけ結構大きな問題が起きてしまった。98%の有効率があつたということでバーツと進む国が結構ある中で、日本は、いやいや、2%，何か起こったでしようと考えてしまう。HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）も最たるものですが、森を見ずして木だけを取り上げ、政策に反映できないところがあります。そこが難しい。

おっしゃるとおり認知機能の低下した人だけではなく、そうでない人でもいろいろなボテンシャルを持つっています。単なる年齢を超えて、超えていないというだけでは

なく、ポテンシャルを持っているのに、それが地域で生かしきれていない。それをしつかり出せる場がない、チャンスがない。そういうもつたいないところで足踏みをしてしまつていることを強く感じています。おっしゃるとおりだと思います。

駒村 産業革命の時、子どもたちの死亡率が下がつていき、一方で大きな資本ができるくる。技術の変化が企業とか学校とか、新しい社会的な概念というか、仕組みを要求していったわけです。工場法ができたり、労働法ができたり、さまざまな新しいフレーム、新しい社会的な仕組みができていきました。現在、高齢者の死亡率が格段に改善して、技術の変化とかA-Iといつたものが出でてきた中では新しい概念で考えなければいけません。

先ほどの高齢者に対する教育なども、今までの延長上とは違う仕組みを考えていかなければいけないのに、先生のおっしゃるように依然として積み上げの議論をやつてている。これがおそらく技術、理系の人と文系の人のハーモナイゼーションができるいないところが問題なのではないか。どうしても制度のほうが後追い、後追いで、仕組みの亀裂が大きくなっています。

先ほどの高齢者の可能性についても、たくさんのものを覚えて処理するという流動性的な知能は若いほうがいいに決まっています。年齢とともにだんだん下がっていきますから、労働者としては不適格になり、60歳ぐらいで辞めていただこうとなります。一方で、経験値とかそういうものはどんどん上がっていきます。人を説得するとか、チームをマネジメントするとか、適切なアドバイスをしてあげるとか、対人サービスの能力など、上がっていく部分があります。そういう部分を評価して、どのような雇用をつくっていくのかということを考えなければいけない時期に入っているにもかかわらず、技術の変化といったものを社会システムのほうが十分処理しきれていない。これが今起きている問題なのだと私は思います。

関 先生方のおっしゃるように、日本はなかなか変化できない社会であり、法律がそのブレーキにならなければいいと思います。そういう時に、それを打破するためには民間の活力が大きい。企業の皆さんのが新しい発想で新しいことを生み出していくてくださるのが重要かと思います。

先ほど、高齢者の働き方についての質問があつたと思います。認知症になる以前、も

つと元気な60代、70代、80代の方に活躍していただいたほうが、認知症にもならなくていいというお話をありました。

高年齢者雇用安定法等の改正が閣議決定されました。今回の法改正の一つのポイントは、今までの三つの定年延長、定年の撤廃、再雇用の義務づけ以外に、企業の支援と社会貢献活動参加への資金提供も企業にオプションとして認めたところではないかと思います。企業にも関わっていただくかたちでシニアが働いたり社会参加することを、どう促していくか。そのやり方を模索しようというのが、たぶん今回の法改正だと思います。70代、80代まで働いたり社会参加できることが、これからはとても重要です。それがなかなかうまくできていないところがネックとなっているので、それには民間の知恵とか、いろいろな考え方を検討していくことではないでしょうか。シニアにもできることはたくさんあるし、シニアだからできる」ともたくさんあるので、このようなことをどんどん進めていただけたらと思います。

## 時代に合わせた法律の変化の必要性とそれに先立つ経済界の動き

樋口 私から二つぐらいお話しさせていただきます。

まず、一つ目の話です。私は法学部なので、どうしても法律のあり方を考えてしまいますが、関さんだけではなく、法律家だけでもなく、日本は年齢で区切るのが大好きな社会です。70歳になれば古希であるとか、77歳になれば喜寿であるとか、そのように一つひとつ、1段1段区切つてというのが好きです。悪いことではないとは思うけれど、一方で、私は医療と法をやっていますが、医療は進歩しています。私の友人なども、がんになり、この前までだつたらきっと死んでいたであろうという者がちゃんと生きていますから、本当にありがたい。20年前の状況と今の状況は本当に違います。20年も経てば医学ではこれが当たり前です。しかし、法律学は20年前と違っているのかという感じがある。これが一つです。

何を言おうとしているのか。形式的に何歳以上とか何とかの休みは何ヵ月とか、そのようななかたちで画一的にルールをつくるのは法律家の得意とするところです。しかし、法律家と並ぶ専門職であるところの医療ではどうか。21世紀の医療といわれているのが

カスタマイズド・メディスンです。こういう体質のこういう病気の人にはこういう治療というように、一人ひとり別々の治療をやる、別々の薬がある。これが遺伝子などにも大きな影響を与えるのだと思いますが、そのようなことを進めています。もちろん標準的な治療は別に決めるけれど、そこでとどまらないで、さらにこの人にはという話を考えていくのが彼らの進む方向です。

そうだとしたら法律家のほうもなりますが、その時に、場合によつてはAーという話もあるかもしれません。人間が評価するというと、ものすごく反発を呼ぶかもしれませんので、意外に、Aーに言われたのだったら、半分は信じなくていいという話にもなるでしょう。例えば私が何歳で、こんな活動をしてとか、いろいろなデータを入れる。そうすると、樋口さん、もう少しポテンシャルがありますよとか言つてくれると、もう少し頑張れる。体力とか全部入れるとAーが評価して後押しをしてくれる。あるいはそうではなく、ちょっと問題がありますよ、このような専門家に助言をもらつたほうがいいですよということをやつてくれる。

それがルールとして組み込まれていて、何らかの取引の時にはこのようなルールに従

つてやる。夢のような話ですが、そんなカスタマイズド・ローのようなものができないか。私は鎌田先生に、「自動運転車つて5年ぐらいでできるのでしょうか」と言つていたのですが、今日の話の最初に、そんな夢のようなことを考えてはいけないと言われてしました。同じようなことかもしません。

もう1点。これは私が先週に聞いた話です。相続の争いが増えていきます。全体から比べれば、そんなにはという話かもしれません、家庭裁判所では大きな問題になっています。相続が簡単にいかないのは、残された人にとっても問題です。今度の法改正で150万円まではとりあえず下ろさせてあげるよ。それだつてありがたいと言えばありますけれど、何だかという感じもします。

私も相談にあづかったのですが、私に相談していただいても、それこそ力はないけれど、米国の銀行とか証券会社はどうやつているのか。相続のところが簡単に承継できるようにということで業界がいくつかの工夫をしていて、それが合法的なものとして進められています。そのうちの一つにジョイント・アカウントがあります。

私も米国に行つていた時は、私の配偶者と一緒に銀行のアカウントをつくり、ジョイ

ント・アカウントにしていました。そうすると両方で小切手を切れる、支払いもできる。私が死んでしまったら、その口座は自動的に配偶者のものになる。総取りというか、先に死んだほうが大損というシステムです。このようなジョイント・アカウントが普通に使われているので、少なくともこの口座については私が死んでも全然困らない。次に日引に引き落とすことができる。このようなことが昔から使われていますが、これがなぜ日本では使えないのか。そんな話をしていたら、ある信託銀行で始めたそうです。その信託銀行が税金のほうと金融庁のほうに聞いて始めたのではないかと思いますが、何だ、やろうと思えばできるじゃないか。

もう一つのやり方は完全なジョイント・アカウントではなく、生命保険と同じですが、この口座は私が単独で持っているけれど、死んでしまった時にはこの子どもにというふうにしておく。子どもでなくともいいけれど、銀行だとその銀行の約定にPOD (Payable on Death) 条項を入れておくだけです。これを米国だとこの銀行でも認めていますから、その銀行口座については私が死んだ次の日から子どもが下ろせるわけです。これはまだできていませんが、先ほどのジョイント・アカウントを始めた

信託銀行があるという話を聞き、何だ、いろいろ言っていたけれど、結局できるのではないか。それが広まっていくかどうかはわからないけれど、合理的な話は広まっていくものではないかと私も思います。それぞれの業界で高齢者に対するサービスとして提供してくれるような話として広まっていけばありがたいと思います。



---

## 鎌田 実 (かまた・みのる)

東京大学大学院新領域創成科学研究科教授

1959年生まれ。1987年 東京大学大学院工学系研究科舶用機械工学専攻博士課程修了。1990年 東京大学工学部講師、2009年 同高齢社会総合研究機構長を経て2013年現職。

専門は生活支援工学、車両工学、ジェロントロジー。国土交通省交通政策審議会委員、車両安全対策検討会座長、経産省・国交省自動走行ビジネス検討会座長。経産省多様なモビリティ普及推進会議委員。日本医療研究開発機構ロボット介護機器開発プロジェクトPO。厚生労働省老健局参与。警察庁高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議構成員。

2015年1月 交通文化賞受賞。

---

## 関 ふ佐子 (せき・ふさこ)

21世紀政策研究所研究委員

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授

東京大学法学部、北海道大学大学院法学研究科博士後期課程を経て、博士（法学、北海道大学）取得。北海道大学大学院法学研究科助手、横浜国立大学大学院国際社会科学研究科助教授を経て、2014年4月より現職。

専門は、高齢者法、社会保障法、日米比較研究。

現在、中央社会保険医療協議会、社会保障審議会（年金数理部会）、財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会、神奈川県国民健康保険審査会、神奈川県総合計画審議会の各委員などを務めている。

主な著書に、樋口範雄=関ふ佐子編著『シリーズ超高齢社会のデザイン：高齢者法』（東京大学出版会、2019年）、関ふ佐子=川島志保『家族と高齢社会の法』（放送大学教育振興会、2017年）「『高齢』保障と高齢者の功績」小宮文人=島田陽一=加藤智章=菊池馨実編『社会法の再構築』（旬報社、2011年）などがある。

## 登壇者略歴紹介（敬称略、順不同、2020年2月25日現在）

---

### 樋口 範雄（ひぐち・のりお）

21世紀政策研究所研究主幹

武蔵野大学法学部特任教授／東京大学名誉教授

1974年 東京大学法学部卒業。助手を経て、学習院大学法学部専任講師（英米法）。その後、助教授、教授を経て、1992年 東京大学大学院法学政治学研究科教授。2017年 定年退職、その後現職。

授業科目として、英米法、医事法、信託法、高齢者法など。著書に、『親子と法』（日米友好基金賞受賞）、『アメリカ高齢者法』、『はじめてのアメリカ法』、『信託と信託法入門』、『超高齢社会の法律、何が問題なのか』。編著に、『シリーズ超高齢社会のデザイン 高齢者法』など。

---

### 駒村 康平（こまむら・こうへい）

21世紀政策研究所研究副主幹

慶應義塾大学経済学部教授

ファイナンシャル・ジェロントロジー研究センター長／博士（経済学）

1995年 慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。

著書：『年金はどうなる』（岩波書店）、『最低所得保障』（岩波書店）、『日本の年金』（岩波書店）、『社会政策』（有斐閣）、『エッセンシャル 金融ジェロントロジー』（慶應義塾大学出版会）など。受賞：日本経済政策学会優秀論文賞、生活経済学会奨励賞、吉村賞、生活経済学会賞など 学会：日本経済政策学会副会長、生活経済学会副会長主な公職

2009—2012年 厚生労働省顧問 2010年—社会保障審議会委員

2012—2013年 社会保障制度改革国民会議委員

2018年—金融庁金融審議会市場 WG 委員

---

### 飯島 勝矢（いいじま・かつや）

21世紀政策研究所研究委員

東京大学高齢社会総合研究機構教授

東京大学大学院医学系研究科加齢医学講座講師、米国スタンフォード大学医学部研究員を経て、2011年より東京大学高齢社会総合研究機構准教授、2016年から現職。専門は老年医学、老年学（ジェロントロジー）。現在、内閣府「一億総活躍国民会議」有識者民間議員、厚生労働省「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する有識者会議」構成員、厚生労働省「全国在宅医療会議」構成員、厚生労働省「人生100年時代に向けた高齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」構成員 <近著>『老いることの意味を問い合わせ直す～フレイルに立ち向かう～』（クリエイツかもがわ）、『東大が調べてわかった衰えない人の生活習慣』（KADOKAWA）、『健康長寿 鍵は“フレイル”予防～自分でできる3つのツボ～』（クリエイツかもがわ）

---

シンポジウム

# 高齢者の自立と 日本経済

---

2020年10月12日発行

編集 21世紀政策研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2  
経団連会館19階

TEL 03-6741-0901  
FAX 03-6741-0902

ホームページ <http://www.21ppi.org>

---

21世紀政策研究所新書【政治・社会】

政権交代時代の政治とリーダーシップ（2011年12月14日開催）

格差問題を超えて——格差感・教育・生活保護を考える（2013年2月14日開催）

日本政治における民主主義とリーダーシップのあり方（2013年3月21日開催）

実効性のある少子化対策のあり方（2014年2月18日開催）

本格政権が機能するための政治のあり方（2014年4月23日開催）

高齢者の自立と日本経済（2019年7月9日開催セミナー）

高齢者の自立と日本経済（2020年2月25日開催シンポジウム）

21世紀政策研究所新書は、21世紀政策研究所のホームページ（<http://www.21ppi.org/pocket/index.html>）でご覧いただけます。

86 81 44 39 37 32 22

